

# 平成 3 0 年住宅・土地統計調査

## 住宅及び世帯に関する基本集計

### — 宮城県調査結果の概要 —

住宅・土地統計調査は、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査で、この結果は、住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画、立案、評価等の基礎資料として利用されている。

昭和 2 3 年以来 5 年ごとに実施しており、平成 3 0 年調査はその 1 5 回目にあたる。今回調査は、全国約 3 7 0 万（本県は約 6 万 6 0 0 0）の住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯を対象に、平成 3 0 年 1 0 月 1 日現在で実施した。

「平成 3 0 年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計」とは、住宅の建築の時期、所有の関係、居室の広さ、家賃や、家計を主に支える者の年齢、従業上の地位、世帯の年間収入など、住宅及び世帯に関する基本的な項目について、全国、都道府県、市区町村などの別に集計した結果（確報値）で、この資料は、総務省統計局が公表した同集計結果のうち、宮城県の結果について要約したもの。

# 目 次

利用上の注意	1
調査の概要	2
結果の概要	
1 総住宅数及び総世帯数	4
2 居住世帯の有無別住宅数	6
3 空き家	7
4 住宅の所有の関係	10
5 持ち家の購入・新築・建て替え等	11
6 借家の家賃・間代・共益費・管理費	
7 住宅の建て方	12
8 住宅の規模	14
9 住宅の構造	15
10 省エネルギー設備等の状況	16
11 高齢者等のための設備	17
12 高齢者のいる世帯の状況	18
13 現住居以外の住宅を所有している世帯	19
14 むね数	20
統計表	22
用語の解説	34

## 利用上の注意

1. 本資料は、住宅及び世帯に関する基本集計で公表する結果のうち調査票甲、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果から作成している。調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果とは、集計の対象範囲等が異なるため、比較を行う際には留意されたい。
2. 本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
  - ・全国，都道府県は，十の位を四捨五入して百の位までを有効数字として表章
  - ・市区町村は，一の位を四捨五入して十の位までを有効数字として表章
3. 表の数値は、総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
4. 本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標本誤差を含んでいる。標準誤差率については下記URLの表3「推定値の大きさ別標準誤差」と表4「主要項目別標準誤差率」を参照。  
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/suikai.html>
5. 統計表中に使用されている記号等は、次のとおりである。
  - ・「－」は、該当数字がないもの、又は数字が得られないものを示す。
  - ・「0」は、集計した数値が表章単位に満たないものを示す。
6. 市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象とした。

# 調査の概要

## 1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

昭和23年以来5年ごとに実施しており、平成30年調査はその15回目に当たる。

## 2 調査の時期

調査は、平成30年10月1日現在で実施した。

## 3 調査の地域

全国の平成27年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成30年2月1日現在により設定した単位区のうち、約22万単位区について調査した。

また、東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については抽出の対象から除外した。このため、福島県に係る結果については、当該地域は含まれていない。

- ・全ての地域を除外  
大熊町，双葉町
- ・一部の地域を除外  
南相馬市，富岡町，浪江町，葛尾村，飯館村

## 4 調査の対象

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯を対象とした。

## 5 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

〔調査票甲・乙〕注：「調査票甲」は(1)～(4)のみ

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| (1) 世帯に関する事項     | (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 |
| ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名 | ア 従業上の地位                   |
| イ 種類             | イ 通勤時間                     |
| ウ 構成             | ウ 子の住んでいる場所                |
| エ 年間収入           | エ 現住居に入居した時期               |
|                  | オ 前住居に関する事項                |

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 住宅に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 居住室の数及び広さ</li> <li>イ 所有関係に関する事項</li> <li>ウ 現住居の名義</li> <li>エ 家賃又は間代等に関する事項</li> <li>オ 床面積</li> <li>カ 建築時期</li> <li>キ 設備に関する事項</li> <li>ク 住宅の建て替え等に関する事項</li> <li>ケ 増改築及び改修工事に関する事項</li> </ul> </li> <li>(5) 現住居以外の住宅に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 所有関係に関する事項</li> <li>イ 利用に関する事項</li> <li>ウ 所在地</li> <li>エ 建て方</li> <li>オ 取得方法</li> <li>カ 建築時期</li> <li>キ 居住世帯のない期間</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 現住居の敷地に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 敷地の所有関係に関する事項</li> <li>イ 所有地の名義</li> <li>ウ 敷地面積</li> <li>エ 取得方法・取得時期等</li> </ul> </li> <li>(6) 現住居以外の土地に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 所有関係に関する事項</li> <li>イ 利用に関する事項</li> <li>ウ 所在地</li> <li>エ 面積に関する事項</li> <li>オ 取得方法</li> <li>カ 取得時期</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|

[建物調査票]

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 世帯の存在しない住宅の種別</li> <li>イ 種類</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 建物に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建て方</li> <li>イ 構造</li> <li>ウ 腐朽・破損の有無</li> <li>エ 建物全体の階数</li> <li>オ 敷地に接している道路の幅員</li> <li>カ 建物内総住宅数</li> <li>キ 設備に関する事項</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|

## 6 調査の方法

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が、調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットにより回答する方法、記入した調査票を調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法により行った。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして作成した。

## 7 結果の公表

結果は、住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計、住宅の構造等に関する集計及び土地集計から成り、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表する。

# 結果の概要

## 1 総住宅数及び総世帯数

総住宅数は	1,089,300戸	前回比	5.3%増
総世帯数は	959,200世帯	前回比	2.4%増

平成30年10月1日現在における宮城県の総住宅数は1,089,300戸で、平成25年の1,034,100戸に比べ55,200戸増加し、5.3%増（全国2.9%増）となった。

総世帯数は959,200世帯で、平成25年の936,500世帯に比べ22,700世帯増加し、2.4%増（全国3.0%増）となった。

宮城県の総住宅数、総世帯数の推移をみると、昭和38年から平成30年まで一貫して増加している。

1世帯当たり住宅数は、平成20年まで徐々に増加し、1.16戸に達していたが、平成25年は1.10戸に減少した。今回は平成20年以前の水準に戻ってきており、1.14戸となった。〔図-1・図-2・表-1〕

図-1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たり住宅数の推移(昭和38年～平成30年) 宮城県  
(単位：千戸、千世帯) (単位：戸)

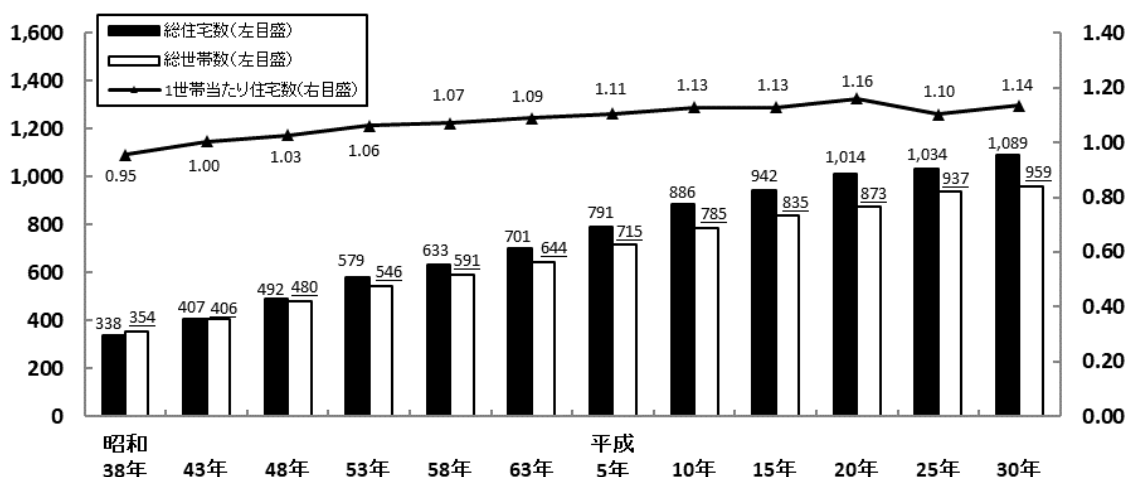
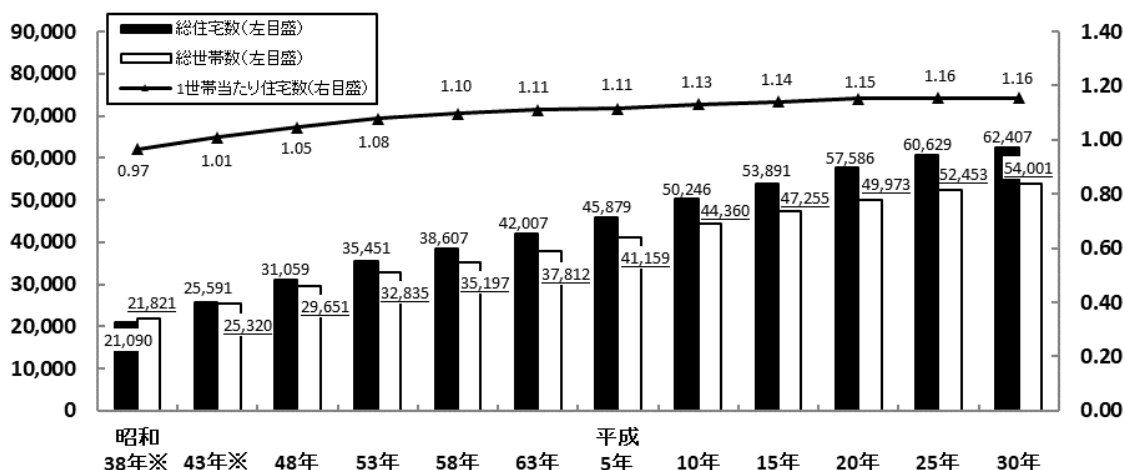


図-2 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たり住宅数の推移(昭和38年～平成30年) 全国  
(単位：千戸、千世帯) (単位：戸)



※印の数値は、沖縄県を含まない。

表－1 総住宅数及び総世帯数の推移(昭和38年～平成30年)

(単位：戸・世帯・%)

区 分		宮 城 県		全 国 ※3		1世帯当たり住宅数		
		総住宅数※1	総世帯数※2	総住宅数※1	総世帯数※2	宮城県	全 国	
実 数	昭 和	38年	338,000	354,000	21,090,000	21,821,000	0.95	0.97
		43年	406,700	405,500	25,591,200	25,319,900	1.00	1.01
		48年	492,400	479,900	31,058,900	29,650,900	1.03	1.05
		53年	578,700	545,500	35,450,500	32,834,900	1.06	1.08
		58年	632,700	591,200	38,606,800	35,196,800	1.07	1.10
		63年	700,800	643,900	42,007,300	37,812,200	1.09	1.11
	平 成	5年	791,000	715,000	45,878,800	41,159,100	1.11	1.11
		10年	886,100	785,400	50,246,000	44,359,500	1.13	1.13
		15年	942,300	835,400	53,890,900	47,255,300	1.13	1.14
		20年	1,013,900	873,100	57,586,000	49,973,100	1.16	1.15
		25年	1,034,100	936,500	60,628,600	52,452,900	1.10	1.16
	30年	1,089,300	959,200	62,407,400	54,001,400	1.14	1.16	
増 減 数	昭和	38年～43年	68,700	51,500	4,501,200	3,498,900		
		43年～48年	85,700	74,400	5,218,900	4,097,100		
		48年～53年	86,300	65,600	4,391,600	3,184,000		
		53年～58年	54,000	45,700	3,156,300	2,361,900		
		58年～63年	68,100	52,700	3,400,500	2,615,400		
		63年～平成5年	90,200	71,100	3,871,500	3,346,900		
	平成	5年～10年	95,100	70,400	4,367,200	3,200,400		
		10年～15年	56,200	50,000	3,644,900	2,895,800		
		15年～20年	71,600	37,700	3,695,100	2,717,800		
		20年～25年	20,200	63,400	3,042,600	2,479,800		
	25年～30年	55,200	22,700	1,778,800	1,548,500			
増 減 率	昭和	38年～43年	20.3	14.5	21.3	16.0		
		43年～48年	21.1	18.3	20.4	16.2		
		48年～53年	17.5	13.7	14.1	10.7		
		53年～58年	9.3	8.4	8.9	7.2		
		58年～63年	10.8	8.9	8.8	7.4		
		63年～平成5年	12.9	11.0	9.2	8.9		
	平成	5年～10年	12.0	9.8	9.5	7.8		
		10年～15年	6.3	6.4	7.3	6.5		
		15年～20年	7.6	4.5	6.9	5.8		
		20年～25年	2.0	7.3	5.3	5.0		
	25年～30年	5.3	2.4	2.9	3.0			

※1 「総住宅数」は、「空き家」、建築中の住宅などの「居住世帯のない住宅」を含む。

※2 「総世帯数」は、「住宅以外の建物に居住する世帯」を含む。

※3 全国・昭和38年、43年は、沖縄県を含まない。昭和43年～48年の増減数、増減率には、昭和48年も沖縄県を含まない値を使用。

## 2 居住世帯の有無別住宅数

居住世帯のある住宅は 953,600 戸で 総住宅数の 87.5% を占める

総住宅数のうち、「居住世帯のある住宅」は 953,600 戸で、平成 25 年より 21,900 戸増加し、2.4% 増（全国 2.9% 増）となった。総住宅数に占める割合は 87.5%（全国 85.9%）となり、平成 25 年より 2.6 ポイント減少した。〔表－2〕

空き家、建築中の住宅などの「居住世帯のない住宅」は 135,700 戸で、平成 25 年より 33,400 戸増加し、32.6% 増（全国 3.1% 増）となった。総住宅数に占める割合は 12.5%（全国 14.1%）となり、平成 25 年より 2.6 ポイント増加した。〔表－2〕

表－2 居住世帯の有無別住宅数の推移（平成 25 年，平成 30 年）（単位：戸・%）

区 分			総住宅数	居住世帯 あり		居住世帯 なし			
				同居世帯 あり	なし	一時現在 者のみ※	空き家	建築中	
宮 城 県	実 数	平成 25 年	1,034,100	931,700	3,500	102,300	3,700	96,900	1,700
		30 年	1,089,300	953,600	3,500	135,700	3,400	130,500	1,800
	割 合	平成 25 年	100.0	90.1	0.3	9.9	0.4	9.4	0.2
		30 年	100.0	87.5	0.3	12.5	0.3	12.0	0.2
増 減 数	25～30 年	55,200	21,900	0	33,400	△ 300	33,600	100	
	増 減 率	25～30 年	5.3	2.4	0.0	32.6	△ 8.1	34.7	5.9
全 国	実 数	平成 25 年	60,628,600	52,102,200	259,300	8,526,400	242,800	8,195,600	88,100
		30 年	62,407,400	53,616,300	286,200	8,791,100	216,700	8,488,600	85,800
	割 合	平成 25 年	100.0	85.9	0.4	14.1	0.4	13.5	0.1
		30 年	100.0	85.9	0.5	14.1	0.3	13.6	0.1
増 減 数	25～30 年	1,778,800	1,514,100	26,900	264,700	△ 26,100	293,000	△ 2,300	
	増 減 率	25～30 年	2.9	2.9	10.4	3.1	△ 10.7	3.6	△ 2.6

※「一時現在者のみの住宅」とは、昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅。



### 3 空き家

空き家数は 130,500戸 前回比 34.7%増  
 空き家率は 12.0%で 全国6番目の低さ

「居住世帯のない住宅」135,700戸の内訳をみると、「**空き家**」が130,500戸で最も多く、平成25年より33,600戸増加し、34.7%増（全国3.6%増）となった。総住宅数に占める割合（**空き家率**）は12.0%と、平成25年の9.4%から2.6ポイント増加した。全国の空き家率は13.6%で過去最高となったが、本県は全国で6番目に低い空き家率となった。

次いで、「**一時現在者のみの住宅**」が3,400戸で、平成25年より8.1%減（全国10.7%減）、「**建築中の住宅**」が1,800戸で、平成25年より5.9%増（全国2.6%減）となった。

宮城県の空き家率の推移をみると、平成20年までは増加が続き、13.7%に達していたが、平成23年の東日本大震災の後、「**賃貸用の住宅**」の空き家が大きく減少したことなどから平成25年は4.3ポイント減少して、9.4%となり、全国で最も低くなった。今回は空き家数が平成20年と同程度まで増加し、空き家率は12.0%となった。〔表-2・図-3・図-4・表-3〕

図-3 空き家数及び空き家率の推移(平成5年～平成30年)宮城県

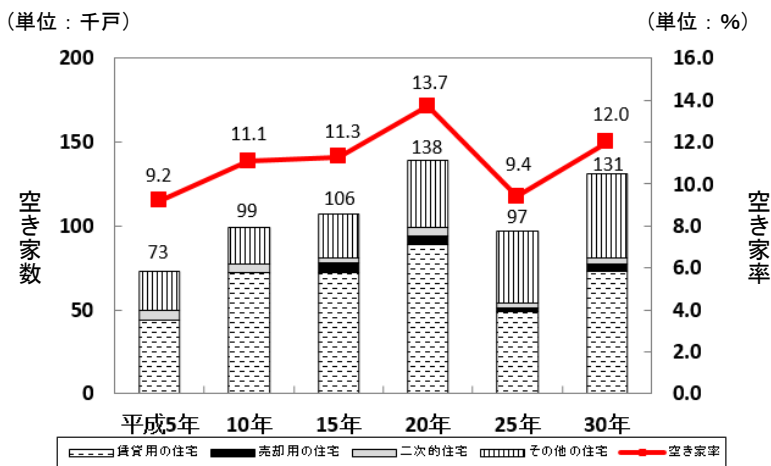
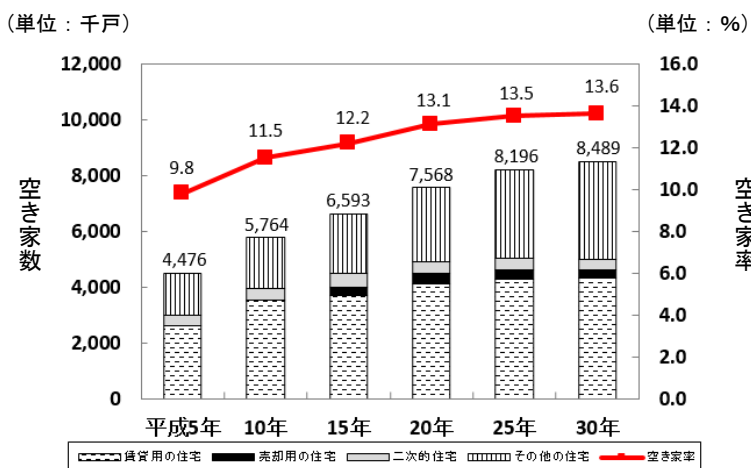


表-3 空き家率の低い都道府県

		平成30年		25年
1	埼玉県	10.2	10.9	
2	沖縄県	10.4	10.4	
3	東京都	10.6	11.1	
4	神奈川県	10.8	11.2	
5	愛知県	11.3	12.3	
6	宮城県	12.0	9.4	
7	山形県	12.1	10.7	
8	千葉県	12.6	12.7	
9	福岡県	12.7	12.7	
10	京都府	12.8	13.3	
11	滋賀県	13.0	12.9	
12	富山県	13.3	12.8	
13	兵庫県	13.4	13.0	
14	北海道	13.5	14.1	
15	秋田県	13.6	12.7	
16	山梨県	13.6	12.7	
17	香川県	13.6	12.7	
18	徳島県	13.6	12.7	
19	高知県	13.6	12.7	
20	佐賀県	13.6	12.7	
21	新潟県	13.6	12.7	
22	石川県	13.6	12.7	
23	岐阜県	15.6	15.2	
24	岩手県	16.1	13.8	
25	静岡県	16.4	16.3	
26	群馬県	16.7	16.6	
27	大分県	16.8	15.8	
28	栃木県	17.3	16.3	
29	山口県	17.6	16.2	
30	香川県	18.1	17.2	
31	愛媛県	18.2	17.5	
32	鹿児島県	19.0	17.0	
33	高知県	19.1	17.8	
34	徳島県	19.5	17.5	
35	長野県	19.6	19.8	
36	和歌山県	20.3	18.1	
37	山梨県	21.3	22.0	

図-4 空き家数及び空き家率の推移(平成5年～平成30年)全国



注：過去分データは統計表第3表，住宅数概数集計 統計表第3表，第4表参照。  
 「賃貸用の住宅」(平成5年，10年)は「売却用の住宅」を含む。

※平成25年は宮城県が全国で1番目に空き家率が低い。

空き家は「賃貸用の住宅」が最も多く 72,700戸 前回比 49.0%増

「空き家」130,500戸の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が72,700戸で最も多く、平成25年より23,900戸増加し、49.0%増（全国0.8%増）となった。空き家総数に占める割合は55.7%（全国51.0%）となり、平成25年より5.3ポイント増加した。

次いで、「その他の住宅」が50,400戸で、平成25年より7,400戸増加し、17.2%増（全国9.5%増）となった。空き家総数に占める割合は38.6%（全国41.1%）となり、平成25年より5.8ポイント減少した。

「二次的住宅」は3,700戸で、平成25年より500戸増加し、15.6%増（全国7.5%減）となった。空き家総数に占める割合は2.8%（全国4.5%）となり、平成25年より0.5ポイント減少した。

「売却用の住宅」は3,600戸で、平成25年より1,700戸増加し、89.5%増（全国4.9%減）となった。空き家総数に占める割合は2.8%（全国3.5%）となり、平成25年より0.8ポイント増加した。〔表－4〕

※ 「その他の住宅」とは、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」、「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えのなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。）  
 「二次的住宅」とは、「別荘」、「その他（ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅）」

表－4 空き家の種類別住宅数の推移（平成25年、平成30年）（単位：戸・%）

区 分		空き家総数	賃貸用の住宅	売却用の住宅	二次的住宅	その他の住宅	
宮 城 県	実数	平成25年	96,900	48,800	1,900	3,200	43,000
		30年	130,500	72,700	3,600	3,700	50,400
	割合	平成25年	100.0	50.4	2.0	3.3	44.4
		30年	100.0	55.7	2.8	2.8	38.6
増減数	25～30年	33,600	23,900	1,700	500	7,400	
	増減率	25～30年	34.7	49.0	89.5	15.6	17.2
全 国	実数	平成25年	8,195,600	4,291,800	308,200	412,000	3,183,600
		30年	8,488,600	4,327,200	293,200	381,000	3,487,200
	割合	平成25年	100.0	52.4	3.8	5.0	38.8
		30年	100.0	51.0	3.5	4.5	41.1
増減数	25～30年	293,000	35,400	△15,000	△31,000	303,600	
	増減率	25～30年	3.6	0.8	△4.9	△7.5	9.5

空き家率が高いのは 「石巻市」 ，「気仙沼市」 ，「白石市」

空き家率を市区町村別にみると、低いのは 利府町(3.6%)、富谷市(4.9%)、大和町(7.4%)などとなっている。高いのは 石巻市(19.0%)、気仙沼市(17.7%)、白石市(14.7%)などとなっている。

〔表－5〕

空き家の腐朽・破損の状況をみると、「空き家総数」では「腐朽・破損あり」が 27,000 戸で、総数に占める割合は 20.7%（全国 22.4%）となった。

これを空き家の種類別にみると、「その他の住宅」で「腐朽・破損あり」が 26.0%（全国 28.8%）と最も高く、次いで「賃貸用の住宅」が 18.4%（全国 18.6%）、「売却用の住宅」が 8.3%（全国 15.7%）、「二次的住宅」が 5.4%（全国 10.4%）となった。〔表－6〕

表－5 市区町村，空き家の種類別住宅数（“空き家率”の低い順，平成30年）（単位：戸・%）

区 分	総住宅数	空き家 総数	種類別住宅数				空き家率 (平成30年)	空き家率 (平成25年)
			賃貸用の 住宅	売却用の 住宅	二次的 住宅	その他の 住宅		
利府町	12,570	450	200	10	20	220	3.6	7.2
富谷市	18,890	920	300	30	-	580	4.9	4.4
大和町	11,620	860	360	20	30	440	7.4	9.1
仙台市泉区	96,680	7,440	5,300	390	170	1,590	7.7	6.0
七ヶ浜町	6,870	610	330	10	30	230	8.9	4.3
多賀城市	26,450	2,570	1,840	160	70	490	9.7	9.0
}	}							
宮城県	1,089,300	130,500	72,700	3,600	3,700	50,400	12.0	9.4
}	}							
仙台市青葉区	186,830	24,920	17,260	710	670	6,280	13.3	11.3
大崎市	56,910	7,750	3,990	190	170	3,400	13.6	11.4
涌谷町	6,200	900	360	20	-	530	14.5	9.5
白石市	14,920	2,200	1,300	20	110	770	14.7	10.5
気仙沼市	29,380	5,210	1,330	50	430	3,400	17.7	10.5
石巻市	70,490	13,410	5,300	110	90	7,900	19.0	10.3

注：市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章。全体は統計表第2表参照。「富谷市」は、平成25年以前は「富谷町」。

表－6 腐朽・破損の有無，空き家の種類別住宅数（平成30年）（単位：戸・%）

区 分		空き家 総数		賃貸用の 住宅		売却用の 住宅		二次的 住宅		その他の 住宅	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
		宮城県	総数	130,500	100.0	72,700	100.0	3,600	100.0	3,700	100.0
	腐朽・破損あり	27,000	20.7	13,400	18.4	300	8.3	200	5.4	13,100	26.0
	腐朽・破損なし	103,400	79.2	59,400	81.7	3,300	91.7	3,500	94.6	37,300	74.0
全国	総数	8,488,600	100.0	4,327,200	100.0	293,200	100.0	381,000	100.0	3,487,200	100.0
	腐朽・破損あり	1,897,300	22.4	805,900	18.6	45,900	15.7	39,500	10.4	1,006,000	28.8
	腐朽・破損なし	6,591,200	77.6	3,521,300	81.4	247,400	84.4	341,400	89.6	2,481,200	71.2

注：割合は、空き家の種類別に、腐朽・破損の有無別住宅数の“総数”に対するもの。

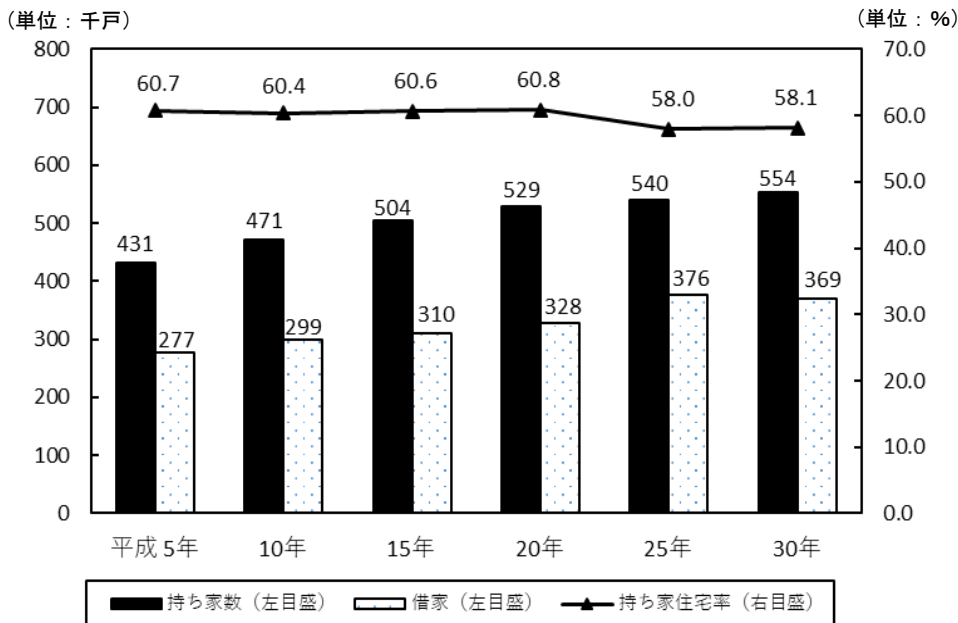
#### 4 住宅の所有の関係

持ち家は 554,300戸で 持ち家住宅率は 58.1%

居住世帯のある住宅(以下「住宅」という。)953,600戸を所有の関係別にみると、持ち家は554,300戸で、住宅総数に占める割合(持ち家住宅率)は58.1%(全国61.2%)となり、全国で6番目に低い持ち家住宅率となった。平成5年以降の持ち家住宅率の推移をみると、平成20年の60.8%が最も高く、平成25年から58%に減少している。

また、借家は368,700戸で、住宅総数に占める割合は38.7%(全国35.6%)となり、平成25年より1.7ポイント減少した。借家の内訳をみると、「**民間借家**」が301,400戸で最も多く、次いで「**公営の借家**」が41,500戸、「**給与住宅**」が22,400戸、「**都市再生機構(UＲ)・公社の借家**」が3,400戸となった。〔図-5・表-7・表-8〕

図-5 持ち家数、借家数及び持ち家住宅率の推移 宮城県



注：過去分データは統計表第5表参照。

表-7 持ち家住宅率の低い都道府県

平成30年		
1	沖縄県	44.4
2	東京都	45.0
3	福岡県	52.8
4	大阪府	54.7
5	北海道	56.3
6	宮城県	58.1
7	神奈川県	59.1
8	8	8
41	新潟県	74.0
42	奈良県	74.1
43	岐阜県	74.3
44	福井県	74.9
45	山形県	74.9
46	富山県	76.8
47	秋田県	77.3

表-8 住宅の所有の関係別住宅数の推移 (平成25年, 平成30年)

(単位: 戸・%)

区分			住宅総数	持ち家	借家	借家の内訳			
						公営の借家	都市再生機構(UＲ)・公社の借家	民間借家	給与住宅
宮城県	実数	平成25年	931,700	540,000	376,300	35,300	4,200	313,100	23,600
		30年	953,600	554,300	368,700	41,500	3,400	301,400	22,400
	割合	平成25年	100.0	58.0	40.4	3.8	0.5	33.6	2.5
		30年	100.0	58.1	38.7	4.4	0.4	31.6	2.3
全国	実数	平成25年	52,102,200	32,165,800	18,518,900	1,958,600	855,500	14,582,500	1,122,300
		30年	53,616,300	32,801,500	19,064,700	1,922,300	747,200	15,295,300	1,099,900
	割合	平成25年	100.0	61.7	35.5	3.8	1.6	28.0	2.2
		30年	100.0	61.2	35.6	3.6	1.4	28.5	2.1

注：“住宅総数”は「居住世帯のある住宅」の総数であり、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

## 5 持ち家の購入・新築・建て替え等

持ち家の取得方法は「新築(建て替えを除く)」が 持ち家全体の 32.0%を占める

持ち家について、住宅の 購入・新築・建て替え等別にみると「新築(建て替えを除く)」が 177,200 戸で、持ち家総数に占める割合は 32.0% (全国 30.2%) と最も高く、次いで「新築の住宅を購入」が 114,700戸で、持ち家総数に占める割合は 20.7% (全国 22.5%) , 「建て替え」が 104,600戸で、持ち家総数に占める割合は 18.9% (全国 17.2%) などとなった。〔表-9〕

表-9 住宅の購入・新築・建て替え等別持ち家数(平成25年,平成30年) (単位:戸・%)

区分		持ち家総数	新築の住宅を購入	都市再生機構(UR)・公社など	民間	中古住宅を購入	リフォーム前の住宅	リフォーム後の住宅	新築(建て替えを除く)	建て替え	相続・贈与で取得	その他	
宮城県	実数	平成25年	540,000	101,700	4,700	96,900	58,400	-	-	170,400	121,800	56,000	31,700
		30年	554,300	114,700	5,800	108,900	65,000	43,900	21,000	177,200	104,600	57,600	35,100
	割合	平成25年	100.0	18.8	0.9	17.9	10.8	-	-	31.6	22.6	10.4	5.9
		30年	100.0	20.7	1.0	19.6	11.7	7.9	3.8	32.0	18.9	10.4	6.3
全国	実数	平成25年	32,165,800	6,793,200	432,900	6,360,300	4,400,700	-	-	9,848,400	6,619,900	2,952,400	1,551,300
		30年	32,801,500	7,388,900	438,900	6,950,100	4,833,100	3,364,500	1,468,500	9,902,300	5,655,700	3,245,500	1,776,000
	割合	平成25年	100.0	21.1	1.3	19.8	13.7	-	-	30.6	20.6	9.2	4.8
		30年	100.0	22.5	1.3	21.2	14.7	10.3	4.5	30.2	17.2	9.9	5.4

注:用語の内容については,用語の説明 P.41 参照。

## 6 借家の家賃・間代・共益費・管理費

1か月当たり家賃・間代は「専用住宅」で 48,894円 前回比 9.0%増

借家の1か月当たり家賃・間代は 48,879円となり、平成25年より 8.9%増(全国 3.0%増)となった。これを住宅の種類別にみると、「専用住宅」が 48,894円で、平成25年より 9.0%増(全国 3.0%増)となり、「店舗その他の併用住宅」が 44,046円で、平成25年より11.0%減(全国1.3%減)となった。〔表-10〕

※ 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅。

表-10 住宅の種類,住宅の所有の関係別1ヶ月当たり家賃・間代・共益費・管理費 (単位:円・%)

区分		借家総数	専用住宅	公営の借家	都市再生機構(UR)・公社の借家	民営借家(木造)	民営借家(非木造)	給与住宅	店舗その他の併用住宅		
宮城県	1か月当たり家賃・間代	実数	平成25年	44,891	44,872	12,837	39,485	45,444	53,495	25,347	49,516
		30年	48,879	48,894	19,775	37,963	49,792	57,242	34,691	44,046	
		増減数	25~30年	3,988	4,022	6,938	△1,522	4,348	3,747	9,344	△5,470
	増減率	25~30年	8.9	9.0	54.0	△3.9	9.6	7.0	36.9	△11.0	
	1か月当たり共益費・管理費	実数	平成25年	1,902	1,905	588	2,185	930	2,863	1,934	1,307
		30年	2,201	2,206	1,252	2,727	1,425	2,938	2,238	425	
増減数		25~30年	299	301	664	542	495	75	304	△882	
増減率	25~30年	15.7	15.8	112.9	24.8	53.2	2.6	15.7	△67.5		
全国	1か月当たり家賃・間代	実数	平成25年	54,040	54,052	22,394	67,005	51,030	63,005	30,684	51,907
		30年	55,675	55,695	23,203	69,897	52,062	64,041	34,049	51,247	
		増減数	25~30年	1,635	1,643	809	2,892	1,032	1,036	3,365	△660
	増減率	25~30年	3.0	3.0	3.6	4.3	2.0	1.6	11.0	△1.3	
	1か月当たり共益費・管理費	実数	平成25年	2,248	2,252	1,316	3,274	1,012	2,888	2,099	1,472
		30年	2,624	2,626	1,494	3,420	1,383	3,257	2,288	2,104	
増減数		25~30年	376	374	178	146	371	369	189	632	
増減率	25~30年	16.7	16.6	13.5	4.5	36.7	12.8	9.0	42.9		

注:「1か月当たり家賃・間代・共益費・管理費」には0円を含む。

用語の内容については,用語の説明 P.36,38 参照。

## 7 住宅の建て方

「一戸建」は住宅総数の 55.3% , 「共同住宅」は住宅総数の 42.4%

住宅を建て方別にみると、「一戸建」は 527,500 戸で、平成 25 年より 11,100 戸増加し、2.1%増（全国 0.6%増）となった。住宅総数に占める割合は 55.3%（全国 53.6%）となり、平成 25 年より 0.1 ポイント減少した。

「長屋建」は 21,000 戸で、平成 25 年より 6,600 戸減少し、23.9%減（全国 6.3%増）となった。住宅総数に占める割合は 2.2%（全国 2.6%）となり、平成 25 年より 0.8 ポイント減少した。

「共同住宅」は 404,100 戸で、平成 25 年より 17,900 戸増加し、4.6%増（全国 5.7%増）となった。住宅総数に占める割合は 42.4%（全国 43.6%）となり、平成 25 年より 0.9 ポイント増加した。

「その他」は 1,000 戸で、平成 25 年より 500 戸減少し、33.3%減（全国 4.9%増）となった。住宅総数に占める割合は 0.1%（全国 0.3%）となり、平成 25 年より 0.1 ポイント減少した。

〔表－11〕

※ 「その他」とは、「一戸建」、「長屋建」、「共同住宅」のどれにも当てはまらないもの。例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合。

表－11 建て方、階数別住宅数の推移（平成 25 年、平成 30 年）

（単位：戸・%）

区分		住宅総数	一戸建			長屋建		共同住宅			その他		
			総数			総数	2階建以上	総数					
				1階建	2階建以上			3～5階建	6～10階建	11階建以上			
宮城県	実数	平成 25 年 30 年	931,700 953,600	516,400 527,500	87,600 80,800	428,800 446,600	27,600 21,000	9,400 11,300	386,200 404,100	96,600 103,100	72,200 79,200	51,200 53,300	1,500 1,000
	割合	平成 25 年 30 年	100.0 100.0	55.4 55.3	9.4 8.5	46.0 46.8	3.0 2.2	1.0 1.2	41.5 42.4	10.4 10.8	7.7 8.3	5.5 5.6	0.2 0.1
	増減数	25～30年	21,900	11,100	△ 6,800	17,800	△ 6,600	1,900	17,900	6,500	7,000	2,100	△ 500
	増減率	25～30年	2.4	2.1	△ 7.8	4.2	△ 23.9	20.2	4.6	6.7	9.7	4.1	△ 33.3
全国	実数	平成 25 年 30 年	52,102,200 53,616,300	28,598,700 28,758,600	4,016,900 3,685,700	24,581,800 25,072,900	1,288,600 1,369,200	906,900 1,032,300	22,085,300 23,352,700	8,351,300 8,849,100	4,615,300 4,831,500	3,238,300 3,435,000	129,500 135,900
	割合	平成 25 年 30 年	100.0 100.0	54.9 53.6	7.7 6.9	47.2 46.8	2.5 2.6	1.7 1.9	42.4 43.6	16.0 16.5	8.9 9.0	6.2 6.4	0.2 0.3
	増減数	25～30年	1,514,100	159,900	△ 331,200	491,100	80,600	125,400	1,267,400	497,800	216,200	196,700	6,400
	増減率	25～30年	2.9	0.6	△ 8.2	2.0	6.3	13.8	5.7	6.0	4.7	6.1	4.9

注：“住宅総数”は「居住世帯のある住宅」の総数

「共同住宅」は平成5年から25年間で 約1.9倍 に増加  
「6～10階建」は前回比 9.7%増

建て方別の住宅数の推移をみると、平成5年から平成30年までの25年間で、「一戸建」は約1.1倍、「共同住宅」は約1.9倍に増加している。「長屋建」は平成25年に一旦増加したものの減少傾向となっている。

全国の推移をみると本県と同様、「一戸建」は約1.2倍、「共同住宅」は約1.6倍に増加し、「長屋建」は減少傾向にある。〔図-6・図-7〕

共同住宅の内訳を階数（建物全体の階数）別にみると、「1～2階建」が最も多く168,400戸、次いで「3～5階建」が103,100戸、「6～10階建」が79,200戸、「11階建以上」が53,300戸の順となっている。平成25年と比べると「6～10階建」の増減率が9.7%増と最も高くなっている。〔表-6〕

平成5年から平成30年までの25年間の推移をみると、「1～2階建」は平成25年に大きく増加して約1.6倍となり、「3～5階建」は約1.5倍に増加している。「6～10階建」と「11階建以上」は平成10年から平成30年までの20年間※でそれぞれ約2倍、約2.7倍に増加している。

全国では「3～5階建」が最も多くなっている。〔図-8・図-9〕

※：「6～10階建」（宮城県・平成5年）は「11階建以上」を含むため除外

注：平成5(10)年から平成30年の推移(○倍)は、下図より算出。本紙の表において、「共同住宅・1～2階建」は未掲載。

図-6 建て方別住宅数の推移（平成5年～平成30年）

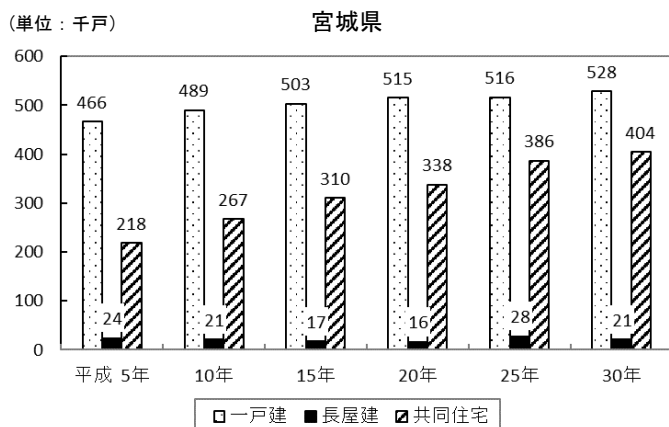


図-7 建て方別住宅数の推移（平成5年～平成30年）

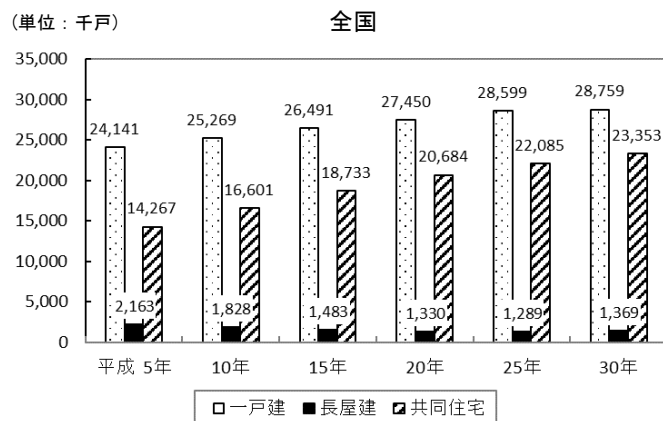


図-8 共同住宅の階数別住宅数の推移（平成5年～平成30年）

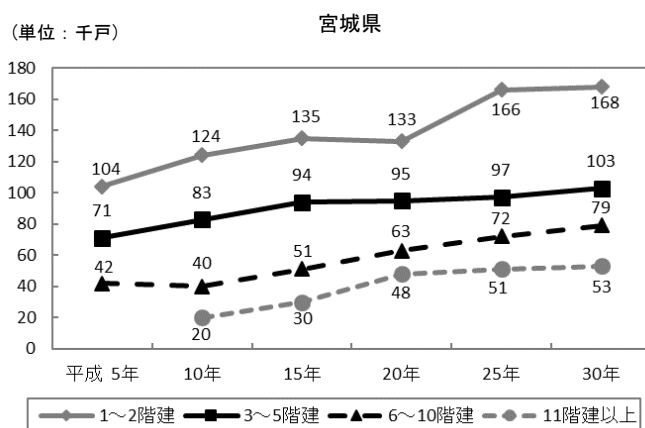
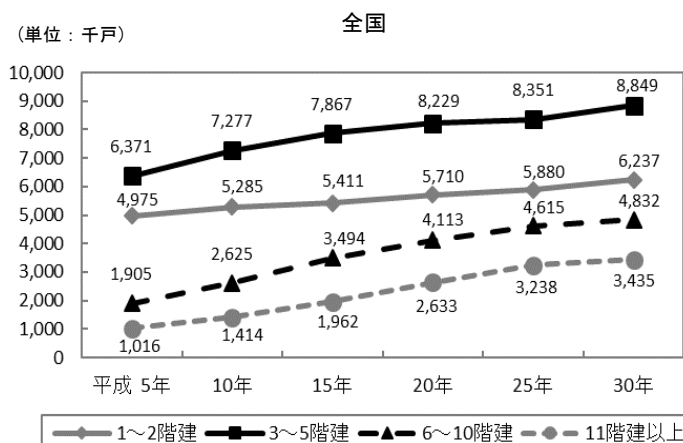


図-9 共同住宅の階数別住宅数の推移（平成5年～平成30年）



注：「6～10階建」（宮城県・平成5年）には「11階建以上」を含む。

注：過去分データは住宅数概数集計 統計表第7表、第8表参照

## 8 住宅の規模

「1住宅当たり延べ面積」は 96.48㎡ 前回より 0.62㎡ 増加

専用住宅の住宅の規模をみると、「1住宅当たり居住室数」は 4.47 室で、平成25年より 0.10室減少した。「1住宅当たり居住室の畳数」は 33.62 畳で、平成25年より0.34畳増加した。「1住宅当たり延べ面積」は 96.48㎡で、平成25年より 0.62㎡増加した。「住宅の1人当たり居住室の畳数」は 14.03 畳で、平成25年より 0.66畳増加した。「1室当たり人員」は 0.54人で、平成25年と 同水準となった。〔表－12〕

※ 「1住宅当たり延べ面積」とは、居住室のほか玄関、トイレ、台所などを含めた住宅の床面積の合計

表－12 専用住宅の建て方別規模の推移(平成25年, 平成30年) (単位: 室, 畳, ㎡, 人)

区 分			1住宅当たり 居住室数	1住宅当たり 居住室の 畳数	1住宅当たり 延べ面積	住宅の1人 当たり居住 室の畳数	1室当たり 人員
宮 城 県	総数	平成 25年	4.57	33.28	95.86	13.37	0.54
		30年	4.47	33.62	96.48	14.03	0.54
	一戸建	平成 25年	6.16	45.79	137.25	15.03	0.49
		30年	5.94	45.09	134.42	15.59	0.49
	長屋建	平成 25年	2.91	17.17	44.51	7.32	0.81
		30年	2.85	19.95	53.93	9.73	0.72
	共同住宅	平成 25年	2.61	17.96	45.04	10.18	0.68
		30年	2.60	19.10	48.29	10.86	0.68
	その他	平成 25年	4.69	33.23	119.64	10.65	0.67
		30年	5.09	34.60	116.30	14.84	0.46
全 国	総数	平成 25年	4.56	32.55	92.97	13.48	0.53
		30年	4.40	32.74	92.06	14.06	0.53
	一戸建	平成 25年	5.96	42.80	128.63	15.08	0.48
		30年	5.77	42.94	126.63	15.76	0.47
	長屋建	平成 25年	3.59	23.19	64.00	10.55	0.61
		30年	3.41	23.33	62.84	11.10	0.62
	共同住宅	平成 25年	2.83	19.97	48.91	10.59	0.67
		30年	2.77	20.71	51.14	11.17	0.67
	その他	平成 25年	4.93	37.70	130.45	14.81	0.52
		30年	4.75	37.12	122.33	14.97	0.52

表－13 住宅の種類別規模(平成30年, 参考) (単位: 室, 畳, ㎡, 人)

区 分		1住宅当たり 居住室数	1住宅当たり 居住室の 畳数	1住宅当たり 延べ面積	住宅の1人 当たり居住 室の畳数	1室当たり 人員
宮 城 県	総数	4.49	33.78	97.24	14.07	0.54
	店舗その他の併用住宅	6.07	45.53	152.96	16.45	0.46
全 国	総数	4.42	32.91	93.04	14.11	0.53
	店舗その他の併用住宅	5.66	42.27	146.63	16.31	0.46



## 9 住宅の構造

住宅総数の 65.8% が「木造」  
なかでも「一戸建」は木造が 97.1% を占めている

住宅を構造別にみると、「木造」（防火木造を含む。以下「木造」という。）は627,600戸で、平成25年より18,000戸増加し、3.0%増（全国1.5%増）となった。住宅総数に占める割合は65.8%（全国57.0%）となり、平成25年より0.4ポイント増加した。

「非木造」は325,900戸で、平成25年より3,800戸増加し、1.2%増（全国4.9%増）となった。住宅総数に占める割合は34.2%（全国43.0%）となり、平成25年より0.4ポイント減少した。

建て方別に見ると、「一戸建」は木造が512,400戸で、一戸建全体に占める割合は97.1%（全国92.6%）となり、平成25年より0.9ポイント増加した。

「長屋建」は木造が16,700戸で、長屋建全体に占める割合は79.9%（全国69.0%）となり、平成25年より18.7ポイント増加した。

これに対し、「共同住宅」は非木造が306,000戸で、共同住宅全体に占める割合は75.7%（全国87.5%）となり、平成25年より0.3ポイント増加した。

「その他」は非木造が700戸で、その他全体に占める割合は63.6%（全国58.9%）となり、平成25年より23.6ポイント増加した。〔表-14〕

表-14 建て方、構造別住宅数の推移（平成25年、平成30年）（単位：戸・%）

区分		住宅総数		一戸建		長屋建		共同住宅		その他		
		木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	
宮城県	実数	平成25年	609,600	322,100	496,700	19,700	16,900	10,700	95,100	291,200	900	600
		平成30年	627,600	325,900	512,400	15,100	16,700	4,200	98,100	306,000	400	700
	割合	平成25年	65.4	34.6	96.2	3.8	61.2	38.8	24.6	75.4	60.0	40.0
		平成30年	65.8	34.2	97.1	2.9	79.9	20.1	24.3	75.7	36.4	63.6
増減数	25~30年	18,000	3,800	15,700	△4,600	△200	△6,500	3,000	14,800	△500	100	
	増減率	25~30年	3.0	1.2	3.2	△23.4	△1.2	△60.7	3.2	5.1	△55.6	16.7
全国	実数	平成25年	30,108,300	21,993,800	26,370,800	2,227,900	923,400	365,300	2,761,700	19,323,600	52,500	77,000
		平成30年	30,546,900	23,069,400	26,621,200	2,137,300	945,100	424,100	2,924,800	20,427,900	55,800	80,100
	割合	平成25年	57.8	42.2	92.2	7.8	71.7	28.3	12.5	87.5	40.5	59.5
		平成30年	57.0	43.0	92.6	7.4	69.0	31.0	12.5	87.5	41.1	58.9
増減数	25~30年	438,600	1,075,600	250,400	△90,600	21,700	58,800	163,100	1,104,300	3,300	3,100	
	増減率	25~30年	1.5	4.9	0.9	△4.1	2.4	16.1	5.9	5.7	6.3	4.0

注：“割合”は、建て方別“木造”、“非木造”の合計に対するもの。

## 10 省エネルギー設備等の状況

「太陽光を利用した発電機器あり」は住宅総数の 4.8%（全国 4.1%）

省エネルギー設備等のある住宅をみると、「二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓あり(総数)」が 379,100戸で、住宅総数に占める割合は 39.8%（全国 29.0%）と最も高く、平成25年より4.6ポイント増加した。次いで「太陽光を利用した発電機器あり」が 45,400戸で、住宅総数に占める割合は 4.8%（全国 4.1%）となり、平成25年より1.9ポイント増加した。「太陽熱を利用した温水機器等あり」は 27,900戸で、住宅総数に占める割合は 2.9%（全国 3.5%）となり、平成25年より0.2ポイント増加した。

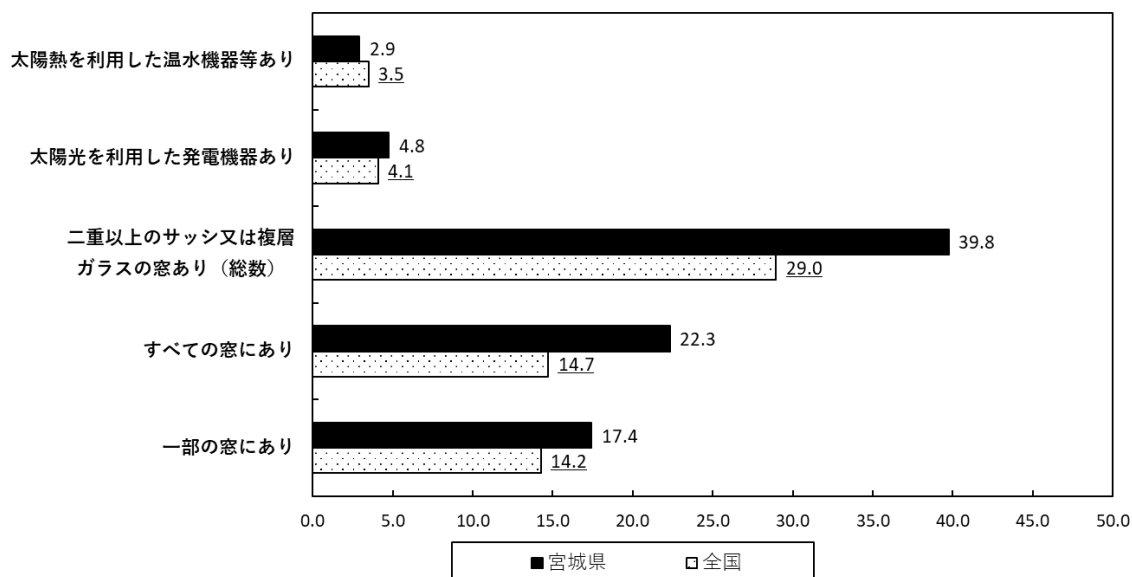
これを所有の関係別にみると、持ち家全体に占める割合は「二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓あり(総数)」が54.1%（全国38.3%）と最も高く、次いで「太陽光を利用した発電機器あり」が7.6%（全国6.3%）、「太陽熱を利用した温水機器等あり」が4.7%（全国 5.5%）となり、いずれも持ち家全体占める割合が借家全体に占める割合より大きい。〔表－15・図－10〕

表－15 省エネルギー設備等別住宅数（平成25年，平成30年）（単位：戸・%）

区分	住宅総数	太陽熱を利用した温水機器等あり		太陽光を利用した発電機器あり		二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓あり(総数)		すべての窓にあり		一部の窓にあり			
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合		
宮城県	総数	平成25年	931,700	25,500	2.7	27,200	2.9	327,500	35.2	173,700	18.6	153,800	16.5
		30年	953,600	27,900	2.9	45,400	4.8	379,100	39.8	212,900	22.3	166,200	17.4
	持ち家	平成25年	540,000	24,300	4.5	26,100	4.8	262,700	48.6	136,500	25.3	126,200	23.4
		30年	554,300	26,100	4.7	42,300	7.6	299,900	54.1	165,600	29.9	134,300	24.2
	借家	平成26年	376,300	1,200	0.3	1,000	0.3	64,800	17.2	37,200	9.9	27,600	7.3
		30年	368,700	1,800	0.5	3,100	0.8	79,100	21.5	47,200	12.8	31,900	8.7
全国	総数	平成25年	52,102,200	2,202,000	4.2	1,569,800	3.0	13,153,100	25.2	6,683,400	12.8	6,469,700	12.4
		30年	53,616,300	1,865,400	3.5	2,189,600	4.1	15,531,700	29.0	7,892,600	14.7	7,639,100	14.2
	持ち家	平成25年	32,165,800	2,123,500	6.6	1,479,000	4.6	10,790,800	33.5	5,315,700	16.5	5,475,100	17.0
		30年	32,801,500	1,789,500	5.5	2,059,500	6.3	12,576,900	38.3	6,235,400	19.0	6,341,500	19.3
	借家	平成26年	18,518,900	78,500	0.4	90,900	0.5	2,362,400	12.8	1,367,700	7.4	994,700	5.4
		30年	19,064,700	75,900	0.4	130,100	0.7	2,954,800	15.5	1,657,200	8.7	1,297,600	6.8

注：“総数”には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。“住宅総数”には、省エネルギー設備等「不詳」を含む。

図－10 省エネルギー設備等別住宅数の割合（平成30年）（単位：%）



## 1 1 高齢者等のための設備

「高齢者等のための設備がある」住宅は住宅総数の 51.0% (全国 50.9%)

住宅総数のうち、「高齢者等のための設備がある」住宅は 486,800戸で、住宅総数に占める割合は 51.0% (全国 50.9%) となり、平成25年と 同水準となった。

住宅を高齢者等のための設備状況別にみると、「手すりがある」が 408,600戸で、住宅総数に占める割合は 42.8% (全国 41.8%) と最も高く、平成25年より1.8ポイント増加した。次いで「段差のない屋内」が 215,400戸で、住宅総数に占める割合は 22.6% (全国 20.9%) となり、平成25年より1.2ポイント増加した。「またぎやすい高さの浴槽」は 210,100戸で、住宅総数に占める割合は 22.0% (全国 18.8%) となり、平成25年より1.0ポイント減少した。「廊下などが車いすで通行可能な幅」は 167,600戸で、住宅総数に占める割合は 17.6% (全国 15.5%) となり、平成25年より0.2ポイント増加した。「道路から玄関まで車いすで通行可能」は 116,600戸で、住宅総数に占める割合は 12.2% (全国 12.0%) となり、平成25年より0.6ポイント増加した。

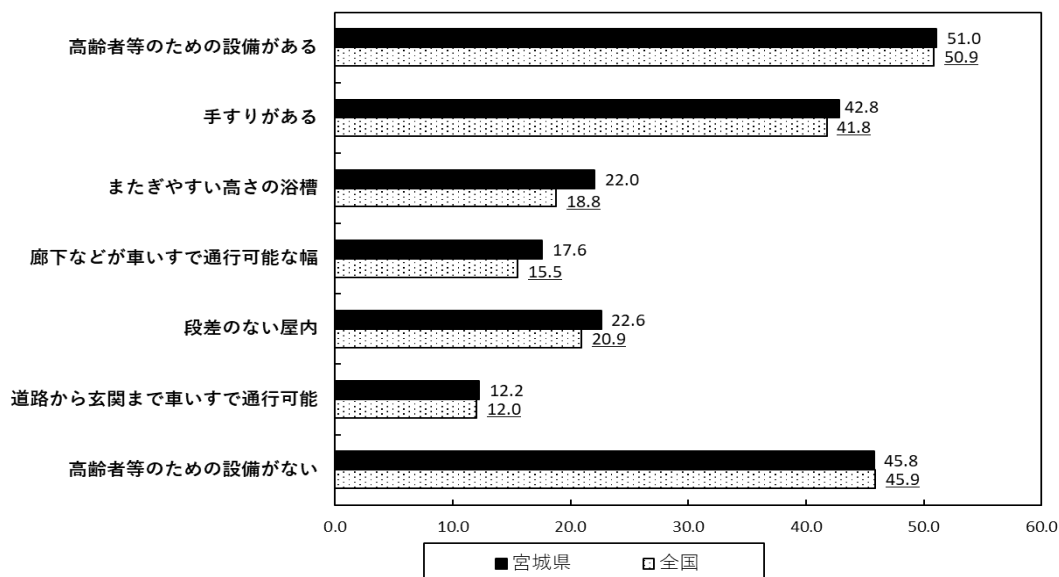
また、「高齢者等のための設備がない」住宅は 436,300戸で、住宅総数に占める割合は 45.8% (全国 45.9%) となり、平成25年より1.6ポイント減少した。〔表－16・図－11〕

表－16 高齢者等のための設備状況別住宅数(平成25年, 平成30年) (単位: 戸・%)

区分			住宅総数	高齢者等のための設備がある	手すりがある	またぎやすい高さの浴槽	廊下などが車いすで通行可能な幅	段差のない屋内	道路から玄関まで車いすで通行可能	高齢者等のための設備がない
宮城県	実数	平成25年	931,700	474,800	382,200	214,700	162,500	199,400	107,800	441,500
		30年	953,600	486,800	408,600	210,100	167,600	215,400	116,600	436,300
	割合	平成25年	100.0	51.0	41.0	23.0	17.4	21.4	11.6	47.4
		30年	100.0	51.0	42.8	22.0	17.6	22.6	12.2	45.8
全国	実数	平成25年	52,102,200	26,544,300	21,233,900	10,763,500	8,457,200	11,165,800	6,436,300	24,140,400
		30年	53,616,300	27,269,600	22,385,600	10,069,800	8,319,200	11,227,200	6,451,100	24,596,700
	割合	平成25年	100.0	50.9	40.8	20.7	16.2	21.4	12.4	46.3
		30年	100.0	50.9	41.8	18.8	15.5	20.9	12.0	45.9

注：“住宅総数”には、高齢者等のための設備状況「不詳」を含む。“高齢者等のための設備がある”は、複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

図－11 高齢者等のための設備状況別住宅数の割合(平成30年) (単位: %)



## 1.2 高齢者のいる世帯の状況

「高齢者のいる世帯」は 397,500世帯で 主世帯総数の 41.7%

65歳以上の世帯員（以下「高齢者」という。）のいる主世帯(高齢者のいる世帯)は 397,500世帯で、平成25年より 11.5%増(全国8.1%増)となり、主世帯総数に占める割合は 41.7%(全国 42.0%)となった。

住宅の所有の関係別にみると、「持ち家」は 333,900世帯で、平成25年より 8.9%増(全国7.2%増)となり、主世帯総数に占める割合は 60.2%(全国56.4%)となった。「借家」は 62,600世帯で、平成25年より 25.7%増(全国12.6%増)となり、主世帯総数に占める割合は 17.0%(全国21.0%)となった。

高齢者のいる世帯の型別にみると、「高齢者単身世帯」は 96,100世帯で、平成25年より 39.7%増(全国 15.6%増)となり、主世帯総数に占める割合は 10.1%(全国11.9%)となった。「高齢者のいるその他の世帯」は 301,400世帯で、平成25年より 4.7%増(全国5.4%増)となり、主世帯総数に占める割合は 31.6%(全国 30.1%)となった。〔表-17・図-12〕

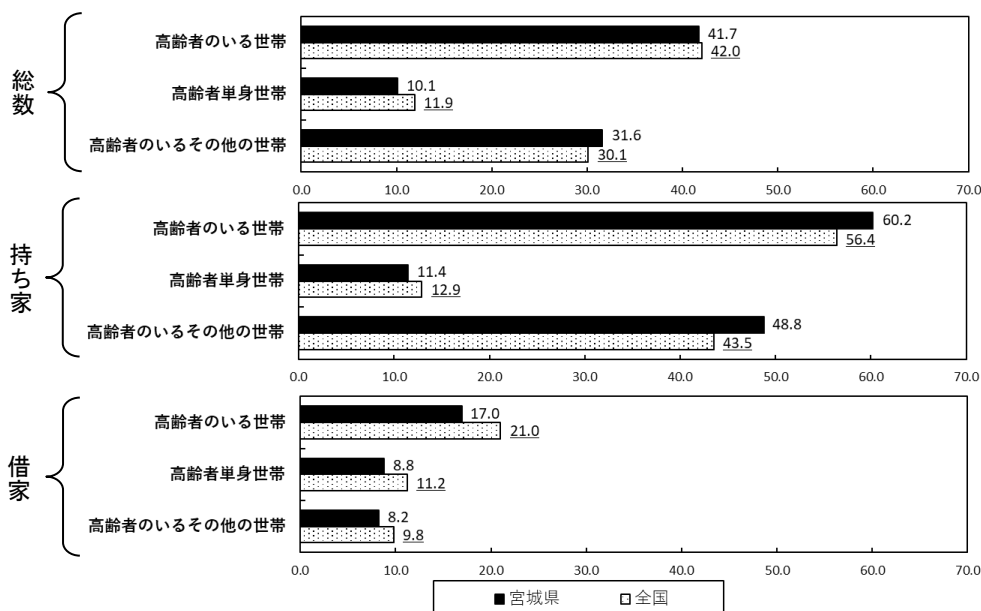
※「主世帯」とは、同居世帯、住宅以外の建物に居住している世帯を除いた世帯

表-17 高齢者のいる世帯の型、住宅の所有の関係別主世帯数(平成25年,平成30年) (単位:世帯・%)

区分	主世帯総数			高齢者のいる世帯			高齢者単身世帯			高齢者のいるその他の世帯				
	総数	持ち家	借家	総数	持ち家	借家	総数	持ち家	借家	総数	持ち家	借家		
宮城県	実数	平成25年	931,700	540,000	376,300	356,600	306,500	49,800	68,800	47,100	21,600	287,800	259,400	28,200
		30年	953,600	554,300	368,700	397,500	333,900	62,600	96,100	63,300	32,400	301,400	270,600	30,200
	割合	平成25年	100.0	100.0	100.0	38.3	56.8	13.2	7.4	8.7	5.7	30.9	48.0	7.5
		30年	100.0	100.0	100.0	41.7	60.2	17.0	10.1	11.4	8.8	31.6	48.8	8.2
増減率	平成25年 ~30年	2.4	2.6	△2.0	11.5	8.9	25.7	39.7	34.4	50.0	4.7	4.3	7.1	
全国	実数	平成25年	52,102,200	32,165,800	18,518,900	20,843,900	17,246,600	3,561,100	5,517,400	3,621,800	1,873,700	15,326,500	13,624,800	1,687,400
		30年	53,616,300	32,801,500	19,064,700	22,533,600	18,489,300	4,008,900	6,380,300	4,224,900	2,136,500	16,153,300	14,264,400	1,872,400
	割合	平成25年	100.0	100.0	100.0	40.0	53.6	19.2	10.6	11.3	10.1	29.4	42.4	9.1
		30年	100.0	100.0	100.0	42.0	56.4	21.0	11.9	12.9	11.2	30.1	43.5	9.8
増減率	平成25年 ~30年	2.9	2.0	2.9	8.1	7.2	12.6	15.6	16.7	14.0	5.4	4.7	11.0	

注：割合は、住宅の所有の関係別に、高齢者の世帯の型別“世帯数”の“主世帯総数”に対するもの。  
“総数”には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

図-12 高齢者のいる世帯の型、住宅の所有の関係別主世帯数の割合(平成30年) (単位:%)



### 1.3 現住居以外の住宅を所有している世帯

現住居以外の住宅を所有している世帯は 普通世帯総数のうち 8.6% (全国 9.5%)

「普通世帯」956,200世帯のうち、「現住居以外の住宅を所有している世帯」は 81,900世帯で、普通世帯総数に占める割合は 8.6% (全国9.5%) となった。

このうち、「居住世帯のある住宅を所有している世帯」は 67,800世帯で、普通世帯総数に占める割合は 7.1% (全国7.8%) となった。「居住世帯のない住宅を所有している世帯」は 21,300世帯で、普通世帯総数に占める割合は 2.2% (全国2.6%) となった。

「現住居以外の住宅を所有している世帯」を現住居以外に所有する住宅の主な用途別にみると、居住世帯のある住宅を所有している世帯では、「親族居住用」が 38,300世帯で、居住世帯のある住宅を所有している世帯総数に占める割合は 56.5% (全国59.1%) と最も高く、次いで「貸家用」が 32.3% (全国29.3%)、「その他」が 13.3% (全国13.9%)、「売却用」が 1.8% (全国1.5%) となった。

また、居住世帯のない住宅を所有している世帯では、「その他」が 11,100世帯で、居住世帯のない住宅を所有している世帯に占める割合は 52.1% (全国52.8%) と最も高く、次いで「二次的住宅・別荘」が 25.4% (全国27.5%)、「貸家用」が 15.0% (全国13.9%)、「売却用」が 8.9% (全国8.5%) となった。〔表-18・図-13〕

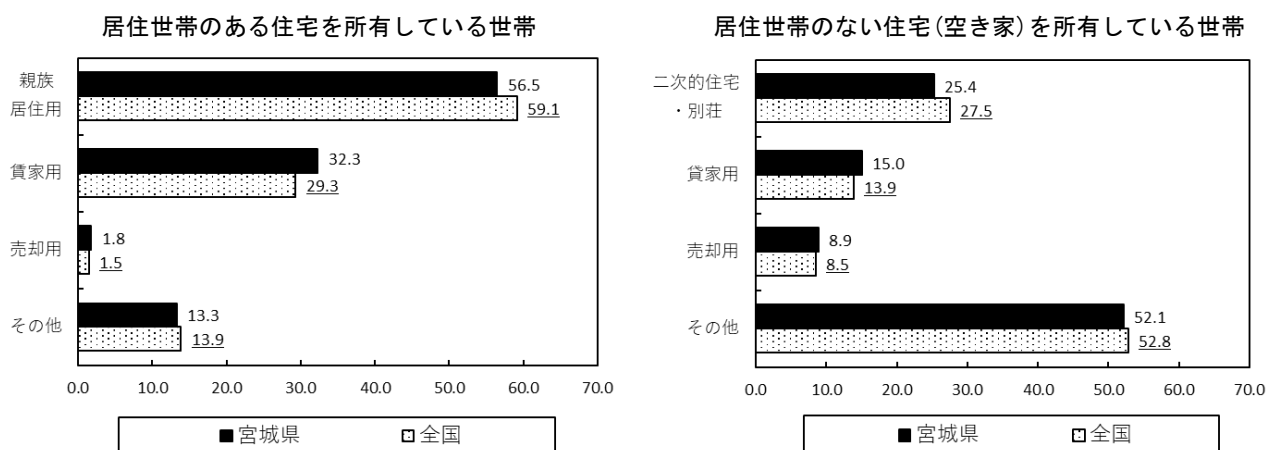
※「現住居以外の住宅を所有している」とは、普通世帯(用語の解説P.44参照)の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに住宅を所有(共有の場合を含む。)していることをいう。したがって、ここには法人が住宅を所有している場合や住宅の所有者が不明の場合などは含まれない。

表-18 現住居以外に所有する住宅の主な用途別普通世帯数(平成30年) (単位:世帯,%)

区分	普通世帯総数	現住居以外の住宅を所有している世帯	居住世帯のある住宅を所有している世帯	居住世帯のある住宅を所有している世帯					居住世帯のない住宅(空き家)を所有している世帯	居住世帯のない住宅(空き家)を所有している世帯			
				親族居住用	貸家用	売却用	その他	二次的住宅・別荘		貸家用	売却用	その他	
宮城県	実数	956,200	81,900	67,800	38,300	21,900	1,200	9,000	21,300	5,400	3,200	1,900	11,100
	割合-1	100.0	8.6	7.1	4.0	2.3	0.1	0.9	2.2	0.6	0.3	0.2	1.2
	割合-2	-	-	100.0	56.5	32.3	1.8	13.3	100.0	25.4	15.0	8.9	52.1
全国	実数	53,788,000	5,110,000	4,182,700	2,473,400	1,226,300	61,300	580,800	1,381,600	380,000	192,300	117,000	730,000
	割合-1	100.0	9.5	7.8	4.6	2.3	0.1	1.1	2.6	0.7	0.4	0.2	1.4
	割合-2	-	-	100.0	59.1	29.3	1.5	13.9	100.0	27.5	13.9	8.5	52.8

注：“割合-1”は、普通世帯総数に占める居住世帯の有無及び主な用途別の割合  
 “割合-2”は、“居住世帯のある住宅を所有している世帯”、“居住世帯のない住宅(空き家)を所有している世帯”それぞれに占める主な用途別の割合  
 “現住居以外の住宅を所有している世帯”、“居住世帯のある住宅を所有している世帯”、“居住世帯のない住宅(空き家)を所有している世帯”は、複数の住宅を所有する場合、それぞれの住宅の主な用途について世帯を計上しているため、内訳は一致しない。  
 “現住居以外の住宅を所有している世帯”には、現住居以外に所有する住宅の主な用途「不詳」を含む。

図-13 現住居以外に所有する住宅の主な用途別普通世帯数の割合(平成30年) (単位:%)



## 14 むね数

むね総数は 625,700棟 前回比 3.7%増

宮城県のむね総数は 625,700 棟で、平成 25 年より 22,200 棟増加し、3.7%増（全国 1.2%増）となった。

内訳を建て方別にみると、「一戸建」は 572,600 棟で、平成 25 年より 20,700 棟増加し、3.8%増（全国 1.0%増）となった。むね総数に占める割合は 91.5%（全国 91.4%）となった。

「長屋建」は 9,400 棟で、平成 25 年より 300 棟増加し、3.3%増（全国 0.4%増）となった。むね総数に占める割合は 1.5%（全国 1.6%）となった。

「共同住宅」は 42,400 棟で、平成 25 年より 1,800 棟増加し、4.4%増（全国 3.9%増）となった。むね総数に占める割合は 6.8%（全国 6.5%）となった。

「その他」は 1,300 棟で、平成 25 年より 500 棟減少し、27.8%減（全国 2.2%増）となった。むね総数に占める割合は 0.2%（全国 0.5%）となった。〔表-19〕

※ 「むね(棟)」とは、建物の単位。一戸建は1むね1住宅、長屋建・共同住宅は1むね2つ以上の住宅となる。  
「その他」とは、「一戸建」、「長屋建」、「共同住宅」のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合。

表-19 建て方、階数別むね数の推移（平成 25 年、平成 30 年）

（単位：棟・%）

区分		むね総数	一戸建			長屋建		共同住宅				その他	
			総数			総数		総数					
			1階建	2階建以上		2階建以上	3～5階建	6～10階建	11階建以上				
宮城県	実数	平成 25 年	603,500	551,900	101,000	450,900	9,100	3,400	40,600	6,900	1,900	600	1,800
		平成 30 年	625,700	572,600	98,900	473,700	9,400	3,900	42,400	7,200	2,100	700	1,300
	割合	平成 25 年	100.0	91.4	16.7	74.7	1.5	0.6	6.7	1.1	0.3	0.1	0.3
		平成 30 年	100.0	91.5	15.8	75.7	1.5	0.6	6.8	1.2	0.3	0.1	0.2
宮城県	増減数	25～30年	22,200	20,700	△ 2,100	22,800	300	500	1,800	300	200	100	△ 500
	増減率	25～30年	3.7	3.8	△ 2.1	5.1	3.3	14.7	4.4	4.3	10.5	16.7	△ 27.8
全国	実数	平成 25 年	34,689,500	31,753,400	5,180,600	26,572,700	564,400	363,800	2,206,900	734,400	139,100	42,400	164,800
		平成 30 年	35,106,900	32,078,100	4,879,200	27,198,900	566,800	380,200	2,293,600	779,200	147,400	46,400	168,400
	割合	平成 25 年	100.0	91.5	14.9	76.6	1.6	1.0	6.4	2.1	0.4	0.1	0.5
		平成 30 年	100.0	91.4	13.9	77.5	1.6	1.1	6.5	2.2	0.4	0.1	0.5
全国	増減数	25～30年	417,400	324,700	△ 301,400	626,200	2,400	16,400	86,700	44,800	8,300	4,000	3,600
	増減率	25～30年	1.2	1.0	△ 5.8	2.4	0.4	4.5	3.9	6.1	6.0	9.4	2.2

# 統計表

第1表	市区町村, 居住世帯の有無別住宅数・総世帯数	2 2
第2表	市区町村, 空き家の種類別住宅数	2 3
第3表	市区町村別空き家数の推移	2 4
第4表	市区町村, 住宅の所有の関係別住宅数	2 5
第5表	住宅の所有の関係別住宅数の推移	2 6
第6表	市区町村, 住宅の購入・新築・建て替え別持ち家数	2 7
第7表	市区町村別専用住宅の家賃・間代・共益費・管理費	
第8表	市区町村, 建て方別住宅数	2 8
第9表	市区町村別専用住宅規模	2 9
第10表	市区町村, 建て方, 構造別住宅数	3 0
第11表	市区町村, 高齢者のいる世帯の型, 住宅の所有の関係別主世帯数	3 1
第12表	市区町村, 建て方別むね数	3 2

# 統計表

第1表 市区町村，居住世帯の有無別住宅数・総世帯数

(単位：戸・世帯)

区分	総住宅数	居住世帯の有無別住宅数						総世帯数
		居住世帯あり	同居世帯あり	居住世帯なし	一時現在者のみ	空き家	建築中	
全国	62,407,400	53,616,300	286,200	8,791,100	216,700	8,488,600	85,800	54,001,400
宮城県	1,089,300	953,600	3,500	135,700	3,400	130,500	1,800	959,200
仙台市	575,000	508,200	1,400	66,800	1,900	63,800	1,100	510,200
青葉区	186,830	161,000	260	25,830	590	24,920	330	161,520
宮城野区	102,180	90,180	160	11,990	1,040	10,850	100	90,510
若林区	72,830	65,060	290	7,770	80	7,620	70	65,370
太白区	116,510	103,030	200	13,480	70	12,940	460	103,270
泉区	96,680	88,980	510	7,690	150	7,440	100	89,580
石巻市	70,490	56,810	460	13,680	130	13,410	150	57,470
塩竈市	23,320	20,540	150	2,770	130	2,590	60	20,880
気仙沼市	29,380	23,900	60	5,480	80	5,210	190	24,080
白石市	14,920	12,670	80	2,260	20	2,200	30	12,780
名取市	32,380	28,690	60	3,690	90	3,550	60	28,760
角田市	11,370	9,820	50	1,550	30	1,490	20	9,930
多賀城市	26,450	23,770	230	2,670	80	2,570	20	24,060
岩沼市	18,950	16,910	50	2,050	40	2,010	-	16,980
登米市	29,490	26,000	60	3,490	90	3,390	10	26,140
栗原市	25,410	22,110	80	3,290	50	3,240	-	22,240
東松島市	16,680	14,550	40	2,130	40	2,020	60	14,610
大崎市	56,910	48,890	160	8,020	230	7,750	40	49,180
富谷市	18,890	17,930	210	950	40	920	-	18,140
大河原町	10,550	9,240	40	1,320	20	1,300	-	9,290
柴田町	17,240	15,330	40	1,910	20	1,870	20	15,370
亘理町	13,380	11,820	60	1,560	70	1,450	40	11,910
七ヶ浜町	6,870	6,200	20	680	50	610	20	6,210
利府町	12,570	12,110	20	450	-	450	-	12,150
大和町	11,620	10,740	-	880	20	860	-	10,740
加美町	8,730	7,590	20	1,140	20	1,120	-	7,630
涌谷町	6,200	5,280	-	910	10	900	-	5,300
美里町	9,920	8,670	50	1,250	10	1,240	-	8,720



第2表 市区町村、空き家の種類別住宅数

(単位：戸・%)

区分	総住宅数	空き家 総数	空き家の種類別				空き家率
			賃貸用の 住宅	売却用の 住宅	二次的 住宅	その他の 住宅	
全国	62,407,400	8,488,600	4,327,200	293,200	381,000	3,487,200	13.6
宮城県	1,089,300	130,500	72,700	3,600	3,700	50,400	12.0
仙台市	575,000	63,800	44,500	2,100	1,200	16,000	11.1
青葉区	186,830	24,920	17,260	710	670	6,280	13.3
宮城野区	102,180	10,850	7,440	360	30	3,030	10.6
若林区	72,830	7,620	4,920	180	160	2,370	10.5
太白区	116,510	12,940	9,580	430	140	2,790	11.1
泉区	96,680	7,440	5,300	390	170	1,590	7.7
石巻市	70,490	13,410	5,300	110	90	7,900	19.0
塩竈市	23,320	2,590	1,170	80	50	1,280	11.1
気仙沼市	29,380	5,210	1,330	50	430	3,400	17.7
白石市	14,920	2,200	1,300	20	110	770	14.7
名取市	32,380	3,550	1,910	210	10	1,420	11.0
角田市	11,370	1,490	830	50	20	600	13.1
多賀城市	26,450	2,570	1,840	160	70	490	9.7
岩沼市	18,950	2,010	1,450	10	90	460	10.6
登米市	29,490	3,390	1,040	40	10	2,310	11.5
栗原市	25,410	3,240	900	20	-	2,330	12.8
東松島市	16,680	2,020	970	20	10	1,020	12.1
大崎市	56,910	7,750	3,990	190	170	3,400	13.6
富谷市	18,890	920	300	30	-	580	4.9
大河原町	10,550	1,300	920	-	40	330	12.3
柴田町	17,240	1,870	1,100	100	30	640	10.8
亘理町	13,380	1,450	590	40	40	770	10.8
七ヶ浜町	6,870	610	330	10	30	230	8.9
利府町	12,570	450	200	10	20	220	3.6
大和町	11,620	860	360	20	30	440	7.4
加美町	8,730	1,120	320	50	20	730	12.8
涌谷町	6,200	900	360	20	-	530	14.5
美里町	9,920	1,240	370	180	-	690	12.5

注：市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章。

※ 次ページ(第3表)は3カ年の推移

第3表 市区町村別空き家数の推移(平成20年～平成30年)

(単位：戸・%)

区 分	総住宅数	空き家総数			空き家率		
		平成30年	25年	20年	平成30年	25年	20年
全国	62,407,400	8,488,600	8,195,600	7,567,900	13.6	13.5	13.1
宮城県	1,089,300	130,500	96,900	138,400	12.0	9.4	13.7
仙台市	575,000	63,800	56,030	81,130	11.1	10.0	15.3
青葉区	186,830	24,920	21,140	26,170	13.3	11.3	16.2
宮城野区	102,180	10,850	8,590	15,540	10.6	9.0	15.8
若林区	72,830	7,620	7,300	12,870	10.5	10.8	18.2
太白区	116,510	12,940	13,240	17,060	11.1	11.4	16.1
泉区	96,680	7,440	5,760	9,500	7.7	6.0	10.1
石巻市	70,490	13,410	6,260	8,120	19.0	10.3	12.5
塩竈市	23,320	2,590	1,940	3,210	11.1	8.5	13.8
気仙沼市	29,380	5,210	2,780	3,570	17.7	10.5	13.9
白石市	14,920	2,200	1,510	2,090	14.7	10.5	13.9
名取市	32,380	3,550	1,610	2,370	11.0	5.8	9.2
角田市	11,370	1,490	1,060	1,260	13.1	9.7	11.0
多賀城市	26,450	2,570	2,460	3,480	9.7	9.0	13.0
岩沼市	18,950	2,010	1,540	1,780	10.6	8.8	10.5
登米市	29,490	3,390	2,030	2,330	11.5	7.6	8.8
栗原市	25,410	3,240	2,040	2,600	12.8	8.3	10.1
東松島市	16,680	2,020	540	1,540	12.1	3.8	10.0
大崎市	56,910	7,750	5,930	9,050	13.6	11.4	16.7
富谷市	18,890	920	760	1,400	4.9	4.4	8.9
大河原町	10,550	1,300	650	1,110	12.3	6.9	11.9
柴田町	17,240	1,870	1,450	1,620	10.8	8.7	10.6
亘理町	13,380	1,450	840	1,020	10.8	7.2	8.9
七ヶ浜町	6,870	610	270	540	8.9	4.3	8.1
利府町	12,570	450	900	820	3.6	7.2	7.2
大和町	11,620	860	910	1,160	7.4	9.1	13.2
加美町	8,730	1,120	590	800	12.8	7.3	9.7
涌谷町	6,200	900	550	820	14.5	9.5	12.6
美里町	9,920	1,240	760	730	12.5	8.2	8.8

注：市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章。

「富谷市」は、平成25年以前は「富谷町」。

第4表 市区町村、住宅の所有の関係別住宅数

(単位：戸・%)

区分	住宅総数	持ち家	借家					持ち家住宅率
				公営の借家	都市再生機構(UR)・公社の借家	民営借家	給与住宅	
全国	53,616,300	32,801,500	19,064,700	1,922,300	747,200	15,295,300	1,099,900	61.2
宮城県	953,600	554,300	368,700	41,500	3,400	301,400	22,400	58.1
仙台市	508,200	237,200	250,200	15,000	3,100	218,100	14,000	46.7
青葉区	161,000	70,590	79,700	2,280	630	71,960	4,830	43.8
宮城野区	90,180	33,870	53,300	5,220	1,390	42,890	3,790	37.6
若林区	65,060	26,860	36,210	2,310	130	32,170	1,600	41.3
太白区	103,030	52,260	47,310	2,800	140	42,150	2,230	50.7
泉区	88,980	53,610	33,700	2,440	820	28,930	1,510	60.2
石巻市	56,810	36,580	18,440	6,330	-	10,730	1,370	64.4
塩竈市	20,540	15,120	4,850	1,240	-	3,430	170	73.6
気仙沼市	23,900	16,160	7,470	4,070	-	2,770	630	67.6
白石市	12,670	9,260	2,960	360	10	2,430	160	73.1
名取市	28,690	18,880	9,140	1,760	-	6,830	550	65.8
角田市	9,820	7,890	1,780	230	-	1,460	100	80.3
多賀城市	23,770	13,170	9,900	1,180	-	7,690	1,030	55.4
岩沼市	16,910	10,470	6,120	1,010	-	4,620	500	61.9
登米市	26,000	20,590	5,100	780	-	3,990	330	79.2
栗原市	22,110	18,590	3,290	650	-	2,280	360	84.1
東松島市	14,550	10,650	3,520	960	290	2,080	180	73.2
大崎市	48,890	31,990	15,480	1,270	-	13,210	1,000	65.4
富谷市	17,930	14,210	3,480	120	-	3,180	170	79.3
大河原町	9,240	5,800	3,040	-	-	2,870	170	62.8
柴田町	15,330	9,950	4,800	600	-	3,910	290	64.9
亘理町	11,820	9,770	1,990	580	-	1,360	50	82.7
七ヶ浜町	6,200	4,820	1,310	410	-	890	20	77.7
利府町	12,110	9,280	2,710	390	-	2,250	60	76.6
大和町	10,740	6,140	4,370	230	-	3,650	480	57.2
加美町	7,590	6,280	1,310	550	-	740	10	82.7
涌谷町	5,280	4,450	640	240	-	390	10	84.3
美里町	8,670	7,200	1,390	420	-	800	170	83.0

注：“住宅総数”には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

第5表 住宅の所有の関係別住宅数の推移(平成5年～平成30年)

(単位：戸・%)

区 分			住宅総数	持ち家	借家				
						公営の借家	都市再生機構(UR)・公社の借家	民営借家	給与住宅
宮城県	実数	平成 5年	709,500	430,700	277,400	30,200	4,700	208,300	34,100
		10年	779,600	470,500	298,600	29,100	4,500	234,000	30,900
		15年	831,300	504,000	309,900	29,200	6,800	247,300	26,600
		20年	869,700	529,000	328,000	29,100	6,100	266,600	26,300
		25年	931,700	540,000	376,300	35,300	4,200	313,100	23,600
		30年	953,600	554,300	368,700	41,500	3,400	301,400	22,400
	割合	平成 5年	100.0	60.7	39.1	4.3	0.7	29.4	4.8
		10年	100.0	60.4	38.3	3.7	0.6	30.0	4.0
		15年	100.0	60.6	37.3	3.5	0.8	29.7	3.2
		20年	100.0	60.8	37.7	3.3	0.7	30.7	3.0
		25年	100.0	58.0	40.4	3.8	0.5	33.6	2.5
		30年	100.0	58.1	38.7	4.4	0.4	31.6	2.3
全 国	実数	平成 5年	40,773,300	24,376,200	15,691,000	2,033,000	845,000	10,762,400	2,050,500
		10年	43,922,100	26,467,800	16,730,000	2,086,700	864,300	12,049,800	1,729,200
		15年	46,862,900	28,665,900	17,166,000	2,182,600	936,000	12,561,300	1,486,100
		20年	49,598,300	30,316,100	17,770,000	2,088,900	918,000	13,365,500	1,397,600
		25年	52,102,200	32,165,800	18,518,900	1,958,600	855,500	14,582,500	1,122,300
		30年	53,616,300	32,801,500	19,064,700	1,922,300	747,200	15,295,300	1,099,900
	割合	平成 5年	100.0	59.8	38.5	5.0	2.1	26.4	5.0
		10年	100.0	60.3	38.1	4.8	2.0	27.4	3.9
		15年	100.0	61.2	36.6	4.7	2.0	26.8	3.2
		20年	100.0	61.1	35.8	4.2	1.9	26.9	2.8
		25年	100.0	61.7	35.5	3.8	1.6	28.0	2.2
		30年	100.0	61.2	35.6	3.6	1.4	28.5	2.1

注：“住宅総数”には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

第6表 市区町村,住宅の購入・新築・建て替え別持ち家数

(単位:戸)

区分	持ち家総数	新築の住宅を 購入			中古住宅を 購入			新築(建 て替えを 除く)	建て替え	相続・贈与 で取得	その他
		都市再生 機構(UR) ・公社など	民間	リフォーム 前の住宅	リフォーム 後の住宅						
全国	32,801,500	7,388,900	438,900	6,950,100	4,833,100	3,364,500	1,468,500	9,902,300	5,655,700	3,245,500	1,776,000
宮城県	554,300	114,700	5,800	108,900	65,000	43,900	21,000	177,200	104,600	57,600	35,100
仙台市	237,200	77,500	3,900	73,700	37,400	24,700	12,700	66,100	35,000	11,100	10,100
青葉区	70,590	24,500	440	24,050	13,180	9,410	3,770	18,110	8,260	4,260	2,280
宮城野区	33,870	10,950	460	10,480	5,120	3,350	1,770	8,510	5,620	1,710	1,960
若林区	26,860	6,620	320	6,300	4,490	2,700	1,800	7,100	5,970	1,360	1,330
太白区	52,260	16,940	500	16,440	7,910	4,740	3,170	13,780	8,770	2,350	2,510
泉区	53,610	18,500	2,130	16,370	6,680	4,490	2,180	18,600	6,340	1,460	2,030
石巻市	36,580	3,490	120	3,370	3,280	2,250	1,030	13,590	7,960	4,810	3,450
塩竈市	15,120	2,830	100	2,730	2,050	1,320	730	4,480	2,910	1,650	1,200
気仙沼市	16,160	680	70	610	1,340	990	340	6,860	3,190	3,030	1,060
白石市	9,260	640	60	580	880	590	290	3,330	2,320	1,250	830
名取市	18,880	4,650	250	4,400	1,490	1,140	340	7,500	3,090	1,210	940
角田市	7,890	490	50	440	480	270	200	2,580	1,830	1,570	950
多賀城市	13,170	2,890	60	2,830	1,770	1,200	570	4,410	2,580	700	810
岩沼市	10,470	1,800	120	1,670	960	670	290	4,290	1,640	1,070	720
登米市	20,590	480	20	460	1,090	760	340	5,340	5,990	5,310	2,380
栗原市	18,590	280	40	240	1,290	930	360	4,120	5,490	5,370	2,040
東松島市	10,650	1,230	10	1,210	640	420	220	4,480	2,970	850	500
大崎市	31,990	2,940	80	2,860	3,130	2,300	830	11,490	6,750	5,050	2,630
富谷市	14,210	3,850	140	3,700	1,900	1,130	770	6,550	1,150	320	440
大河原町	5,800	720	30	700	500	410	90	2,780	890	500	400
柴田町	9,950	1,680	260	1,420	880	560	320	4,310	1,660	740	680
亘理町	9,770	1,730	120	1,610	690	520	170	3,800	2,150	860	540
七ヶ浜町	4,820	810	40	780	510	320	190	1,700	940	490	370
利府町	9,280	2,450	280	2,170	930	710	220	4,390	820	310	370
大和町	6,140	1,070	40	1,030	500	240	260	2,270	1,180	630	500
加美町	6,280	380	-	380	370	270	100	1,110	2,510	1,420	490
涌谷町	4,450	330	-	330	380	320	60	1,420	1,070	800	460
美里町	7,200	370	-	370	550	420	130	2,560	2,060	1,050	620

第7表 市区町村別専用住宅の家賃・間代・共益費・管理費

(単位:円)

区分	1か月当りの家賃・間代	1か月当りの共益費・管理費	1か月当りの家賃・間代	1か月当りの共益費・管理費	1か月当りの家賃・間代	1か月当りの共益費・管理費		
全国	55,695	2,626	気仙沼市	25,122	1,758	富谷市	54,399	1,721
宮城県	48,894	2,206	白石市	38,278	1,411	大河原町	47,674	1,235
仙台市	53,204	2,453	名取市	49,793	1,464	柴田町	41,364	2,470
青葉区	54,804	2,910	角田市	38,578	1,609	亘理町	39,664	2,080
宮城野区	51,133	2,266	多賀城市	44,553	1,817	七ヶ浜町	40,377	1,642
若林区	53,693	2,233	岩沼市	43,680	3,281	利府町	51,129	2,018
太白区	52,703	2,238	登米市	38,810	1,326	大和町	45,448	1,297
泉区	52,861	2,202	栗原市	37,321	1,131	加美町	35,306	206
石巻市	34,018	1,396	東松島市	36,187	1,299	涌谷町	23,910	975
塩竈市	39,429	1,216	大崎市	45,066	2,307	美里町	33,835	1,191

注: “1か月当たり家賃・間代・共益費・管理費”には0円を含む。

第8表 市区町村，建て方別住宅数

(単位：戸・%)

区 分	住宅総数		一戸建		長屋建		共同住宅		その他	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
全国	53,616,300	100.0	28,758,600	53.6	1,369,200	2.6	23,352,700	43.6	135,900	0.3
宮城県	953,600	100.0	527,500	55.3	21,000	2.2	404,100	42.4	1,000	0.1
仙台市	508,200	100.0	189,400	37.3	6,100	1.2	312,100	61.4	600	0.1
青葉区	161,000	100.0	50,660	31.5	1,680	1.0	108,270	67.2	390	0.2
宮城野区	90,180	100.0	25,450	28.2	1,150	1.3	63,510	70.4	80	0.1
若林区	65,060	100.0	21,810	33.5	1,060	1.6	42,150	64.8	30	0.0
太白区	103,030	100.0	42,050	40.8	1,750	1.7	59,170	57.4	60	0.1
泉区	88,980	100.0	49,470	55.6	510	0.6	39,010	43.8	-	-
石巻市	56,810	100.0	40,750	71.7	2,900	5.1	13,150	23.1	10	0.0
塩竈市	20,540	100.0	15,320	74.6	400	1.9	4,810	23.4	10	0.0
気仙沼市	23,900	100.0	17,770	74.4	1,600	6.7	4,500	18.8	30	0.1
白石市	12,670	100.0	10,510	83.0	300	2.4	1,840	14.5	10	0.1
名取市	28,690	100.0	19,580	68.2	610	2.1	8,470	29.5	30	0.1
角田市	9,820	100.0	8,520	86.8	250	2.5	1,030	10.5	20	0.2
多賀城市	23,770	100.0	12,110	50.9	520	2.2	11,090	46.7	50	0.2
岩沼市	16,910	100.0	10,870	64.3	230	1.4	5,790	34.2	20	0.1
登米市	26,000	100.0	22,240	85.5	850	3.3	2,900	11.2	10	0.0
栗原市	22,110	100.0	19,480	88.1	490	2.2	2,100	9.5	40	0.2
東松島市	14,550	100.0	11,340	77.9	840	5.8	2,360	16.2	-	-
大崎市	48,890	100.0	35,280	72.2	1,310	2.7	12,240	25.0	60	0.1
富谷市	17,930	100.0	14,490	80.8	160	0.9	3,270	18.2	20	0.1
大河原町	9,240	100.0	6,700	72.5	320	3.5	2,180	23.6	40	0.4
柴田町	15,330	100.0	10,780	70.3	250	1.6	4,280	27.9	10	0.1
亶理町	11,820	100.0	10,310	87.2	40	0.3	1,470	12.4	-	-
七ヶ浜町	6,200	100.0	5,170	83.4	60	1.0	960	15.5	-	-
利府町	12,110	100.0	9,550	78.9	740	6.1	1,820	15.0	-	-
大和町	10,740	100.0	6,570	61.2	780	7.3	3,390	31.6	-	-
加美町	7,590	100.0	6,640	87.5	410	5.4	540	7.1	-	-
涌谷町	5,280	100.0	4,830	91.5	240	4.5	210	4.0	-	-
美里町	8,670	100.0	7,630	88.0	170	2.0	870	10.0	-	-

第9表 市区町村別専用住宅規模

(単位：室、畳、㎡、人)

区 分	1住宅当たり 居住室数	1住宅当たり 居住室の畳数	1住宅当たり 延べ面積	住宅の1人当 たり居住室の 畳数	1室当たり 人員
全国	4.40	32.74	92.06	14.06	0.53
宮城県	4.47	33.62	96.48	14.03	0.54
仙台市	3.70	28.13	77.97	13.28	0.57
青葉区	3.44	26.55	73.60	13.87	0.56
宮城野区	3.50	25.60	71.14	12.10	0.60
若林区	3.51	25.93	74.50	12.38	0.60
太白区	3.95	30.27	81.70	13.49	0.57
泉区	4.21	32.57	90.58	13.86	0.56
石巻市	4.97	36.76	106.98	14.71	0.50
塩竈市	5.02	36.90	107.04	14.38	0.51
気仙沼市	5.45	40.90	122.27	16.26	0.46
白石市	5.56	40.33	118.77	15.17	0.48
名取市	4.76	36.64	104.27	13.35	0.58
角田市	5.97	44.56	131.58	15.67	0.48
多賀城市	4.36	31.96	89.12	12.62	0.58
岩沼市	4.70	35.55	100.80	13.77	0.55
登米市	6.30	47.39	141.73	15.77	0.48
栗原市	6.59	48.91	147.94	16.63	0.45
東松島市	5.28	39.38	119.86	14.46	0.52
大崎市	5.17	38.19	113.32	14.44	0.51
富谷市	4.83	37.40	108.36	12.90	0.60
大河原町	4.82	35.03	105.65	13.81	0.53
柴田町	4.89	36.75	104.65	14.51	0.52
亶理町	5.73	43.21	124.28	15.66	0.48
七ヶ浜町	5.50	41.63	113.97	14.07	0.54
利府町	4.95	38.83	113.92	13.49	0.58
大和町	4.76	36.24	107.48	13.98	0.54
加美町	6.12	44.91	135.94	15.14	0.48
涌谷町	6.24	44.70	141.61	14.95	0.48
美里町	5.95	45.80	138.99	16.48	0.47

第10表 市区町村，建て方，構造別住宅数

(単位：戸)

区分	住宅総数		一戸建		長屋建		共同住宅		その他	
	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
全国	30,546,900	23,069,400	26,621,200	2,137,300	945,100	424,100	2,924,800	20,427,900	55,800	80,100
宮城県	627,600	325,900	512,400	15,100	16,700	4,200	98,100	306,000	400	700
仙台市	247,100	261,100	181,800	7,700	4,000	2,100	61,200	250,900	100	500
青葉区	71,610	89,380	48,430	2,230	1,020	660	22,120	86,150	40	350
宮城野区	37,530	52,650	24,740	710	920	230	11,840	51,670	40	40
若林区	30,780	34,280	21,310	500	950	110	8,520	33,630	-	30
太白区	50,910	52,130	39,500	2,540	900	850	10,480	48,700	20	30
泉区	56,280	32,700	47,800	1,670	240	260	8,240	30,770	-	-
石巻市	46,440	10,360	40,290	460	2,500	400	3,640	9,510	10	-
塩竈市	17,140	3,400	15,050	280	360	40	1,730	3,080	10	-
気仙沼市	19,740	4,170	17,460	300	1,340	260	900	3,600	30	-
白石市	11,500	1,170	10,330	180	250	50	900	940	0	10
名取市	20,850	7,840	18,630	950	420	190	1,790	6,680	10	20
角田市	8,920	900	8,270	260	180	70	470	560	0	10
多賀城市	16,500	7,270	11,690	420	500	20	4,280	6,810	40	10
岩沼市	12,300	4,610	10,620	240	130	100	1,540	4,250	10	10
登米市	24,680	1,320	22,010	230	750	100	1,910	980	-	10
栗原市	20,700	1,420	19,280	200	420	70	980	1,120	20	20
東松島市	12,940	1,610	11,150	190	760	80	1,020	1,340	-	-
大崎市	42,740	6,150	34,880	390	850	450	6,990	5,250	20	50
富谷市	14,030	3,910	12,880	1,610	120	30	1,000	2,270	20	-
大河原町	8,620	620	6,540	160	320	-	1,750	440	10	20
柴田町	13,040	2,290	10,660	120	250	-	2,110	2,170	10	-
亶理町	10,580	1,230	10,170	130	40	-	370	1,100	-	-
七ヶ浜町	5,500	690	5,170	-	60	-	270	690	-	-
利府町	11,120	990	9,280	270	640	110	1,210	610	-	-
大和町	9,740	990	6,550	20	750	30	2,450	940	-	-
加美町	7,350	240	6,640	-	370	40	350	190	-	-
涌谷町	5,180	100	4,820	10	240	-	130	80	-	-
美里町	8,100	570	7,510	120	170	-	420	450	-	-



第11表 市区町村，高齢者のいる世帯の型，住宅の所有の関係別主世帯数

(単位：世帯)

区分	主世帯総数			高齢者のいる世帯			高齢者単身世帯			高齢者のいるその他の世帯		
	総数	持ち家	借家	総数	持ち家	借家	総数	持ち家	借家	総数	持ち家	借家
全国	53,616,300	32,801,500	19,064,700	22,533,600	18,489,300	4,008,900	6,380,300	4,224,900	2,136,500	16,153,300	14,264,400	1,872,400
宮城県	953,600	554,300	368,700	397,500	333,900	62,600	96,100	63,300	32,400	301,400	270,600	30,200
仙台市	508,200	237,200	250,200	162,000	127,500	33,800	49,600	31,600	17,700	112,400	95,900	16,100
青葉区	161,000	70,590	79,700	45,980	36,740	8,600	16,530	11,190	5,160	29,450	25,550	3,440
宮城野区	90,180	33,870	53,300	26,270	18,680	7,590	7,960	4,410	3,550	18,310	14,270	4,040
若林区	65,060	26,860	36,210	21,450	15,090	6,320	7,490	4,060	3,410	13,960	11,030	2,910
太白区	103,030	52,260	47,310	36,240	28,730	7,510	10,710	7,000	3,700	25,530	21,730	3,810
泉区	88,980	53,610	33,700	32,060	28,220	3,800	6,920	4,970	1,930	25,140	23,250	1,870
石巻市	56,810	36,580	18,440	30,400	24,820	5,550	7,270	4,180	3,050	23,130	20,640	2,500
塩竈市	20,540	15,120	4,850	10,840	9,360	1,460	2,420	1,740	660	8,420	7,620	800
気仙沼市	23,900	16,160	7,470	15,040	11,800	3,240	3,500	1,860	1,640	11,540	9,940	1,600
白石市	12,670	9,260	2,960	6,750	6,040	710	1,410	1,100	310	5,340	4,940	400
名取市	28,690	18,880	9,140	10,810	9,050	1,740	1,690	990	700	9,120	8,060	1,040
角田市	9,820	7,890	1,780	5,910	5,560	350	1,000	810	190	4,910	4,750	160
多賀城市	23,770	13,170	9,900	9,480	7,430	2,040	2,290	1,250	1,040	7,190	6,180	1,000
岩沼市	16,910	10,470	6,120	7,620	5,950	1,670	1,650	730	920	5,970	5,220	750
登米市	26,000	20,590	5,100	16,560	15,460	1,080	2,530	1,920	600	14,030	13,540	480
栗原市	22,110	18,590	3,290	16,020	15,180	800	2,850	2,410	410	13,170	12,770	390
東松島市	14,550	10,650	3,520	8,040	6,900	1,140	1,780	1,240	540	6,260	5,660	600
大崎市	48,890	31,990	15,480	23,400	20,500	2,830	4,810	3,120	1,670	18,590	17,380	1,160
富谷市	17,930	14,210	3,480	6,220	5,850	360	1,050	840	190	5,170	5,010	170
大河原町	9,240	5,800	3,040	3,920	3,350	560	830	580	230	3,090	2,770	330
柴田町	15,330	9,950	4,800	6,360	5,880	480	1,050	840	210	5,310	5,040	270
亘理町	11,820	9,770	1,990	6,940	6,480	470	1,230	1,020	210	5,710	5,460	260
七ヶ浜町	6,200	4,820	1,310	3,410	2,990	420	570	370	210	2,840	2,620	210
利府町	12,110	9,280	2,710	4,990	4,630	360	1,000	850	140	3,990	3,780	220
大和町	10,740	6,140	4,370	3,640	3,220	420	630	400	230	3,010	2,820	190
加美町	7,590	6,280	1,310	5,040	4,610	430	930	750	180	4,110	3,860	250
涌谷町	5,280	4,450	640	3,500	3,170	320	590	420	170	2,910	2,750	150
美里町	8,670	7,200	1,390	5,550	5,180	370	1,090	890	200	4,460	4,290	170

注：“総数”には，住宅の所有の関係「不詳」を含む。

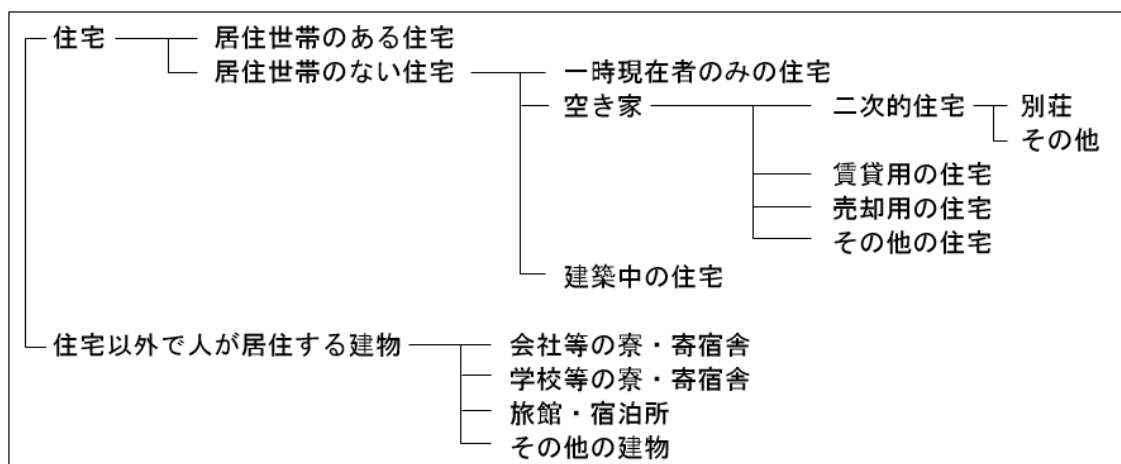
第12表 市区町村，建て方別むね数

(単位：棟・%)

区 分	住宅総数		一戸建		長屋建		共同住宅		その他	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
全国	35,106,900	100.0	32,078,100	91.4	566,800	1.6	2,293,600	6.5	168,400	0.5
宮城県	625,700	100.0	572,600	91.5	9,400	1.5	42,400	6.8	1,300	0.2
仙台市	233,700	100.0	202,100	86.5	2,300	1.0	28,600	12.2	700	0.3
青葉区	65,670	100.0	55,250	84.1	620	0.9	9,380	14.3	410	0.6
宮城野区	33,500	100.0	27,450	81.9	490	1.5	5,420	16.2	140	0.4
若林区	27,610	100.0	23,220	84.1	390	1.4	3,970	14.4	30	0.1
太白区	51,370	100.0	44,880	87.4	570	1.1	5,850	11.4	70	0.1
泉区	55,520	100.0	51,350	92.5	220	0.4	3,950	7.1	-	-
石巻市	48,040	100.0	44,250	92.1	1,810	3.8	1,920	4.0	50	0.1
塩竈市	17,580	100.0	16,640	94.7	250	1.4	680	3.9	10	0.1
気仙沼市	21,100	100.0	19,610	92.9	940	4.5	500	2.4	40	0.2
白石市	12,060	100.0	11,560	95.9	130	1.1	340	2.8	20	0.2
名取市	22,040	100.0	20,650	93.7	290	1.3	1,070	4.9	30	0.1
角田市	9,650	100.0	9,240	95.8	120	1.2	240	2.5	50	0.5
多賀城市	14,360	100.0	12,800	89.1	180	1.3	1,330	9.3	50	0.3
岩沼市	12,240	100.0	11,400	93.1	70	0.6	750	6.1	20	0.2
登米市	25,300	100.0	24,420	96.5	330	1.3	530	2.1	10	0.0
栗原市	22,730	100.0	21,990	96.7	290	1.3	400	1.8	60	0.3
東松島市	12,990	100.0	12,050	92.8	510	3.9	420	3.2	10	0.1
大崎市	42,390	100.0	39,950	94.2	420	1.0	1,980	4.7	40	0.1
富谷市	15,700	100.0	15,000	95.5	70	0.4	610	3.9	20	0.1
大河原町	7,710	100.0	7,250	94.0	100	1.3	320	4.2	40	0.5
柴田町	12,450	100.0	11,650	93.6	100	0.8	670	5.4	30	0.2
巨理町	11,480	100.0	11,200	97.6	10	0.1	270	2.4	-	-
七ヶ浜町	5,710	100.0	5,510	96.5	30	0.5	170	3.0	-	-
利府町	10,390	100.0	9,800	94.3	290	2.8	300	2.9	-	-
大和町	7,730	100.0	6,990	90.4	180	2.3	550	7.1	10	0.1
加美町	7,820	100.0	7,500	95.9	240	3.1	90	1.2	-	-
涌谷町	5,550	100.0	5,390	97.1	120	2.2	40	0.7	-	-
美里町	8,740	100.0	8,540	97.7	70	0.8	140	1.6	-	-

# 用語の解説

## <<住 宅>>



### 住 宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- |               |   |       |   |
|---------------|---|-------|---|
| ①一つ以上の居住室     | } | ..... | 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。 |
| ②専用の炊事用流し(台所) |   |       |   |
| ③専用のトイレ       |   |       |   |
| ④専用の出入口 ..... |   |       |   |

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

### 居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅

なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

## 居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり区分した。

区分		内容
一時現在者のみの住宅		昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
空き家		二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅及びその他の住宅
二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
	その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
賃貸用の住宅		新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
売却用の住宅		新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅		上記以外の人が入居していない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など (注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。)
建築中の住宅		住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの） なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していても、「空き家」とした。 また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

## 住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。

住宅以外で人が居住する建物の種類を次のとおり区分した。

区分	内容
会社等の寮・寄宿舍	会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる建物
学校等の寮・寄宿舍	学校の寄宿舍などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる建物
旅館・宿泊所	旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための建物
その他の建物	下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物

## 住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

### 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

### 店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

## 住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分	内容	
木造	木造（防火木造を除く）	建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のものただし、「防火木造」に該当するものは含めない。
	防火木造	柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、瓦、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

## 建物の階数

建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含めない。）。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

## 建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改修工事等後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を建築の時期とした。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

## 住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分		内容
持ち家		そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。 また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家	都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
	都市再生機構（UR）・公社の借家	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。 いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 高齢・障害・求職者雇用支援機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む
	民営借家	「公営の借家」、「都市再生機構（UR）・公社の借家」及び「給与住宅」でないもの
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅 いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む

## 住宅以外の建物の所有の関係

住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分	内容
自己所有	工場、事務所など住宅以外の建物全体又は一部を、その世帯が所有している場合
賃貸・貸与	工場、事務所など住宅以外の建物全体又は一部を、その世帯が借りている場合

## 住宅の家賃・間代

持ち家以外の住宅において、最近、支払われた1か月分の家賃又は間代の金額。この「家賃・間代」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まれない。

なお、1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合、各世帯が負担している家賃又は間代の総額をその1住宅の「家賃・間代」とした。

## 住宅の共益費・管理費

家賃・間代とは別に支払われる、廊下・階段などの共用部分の水道料・電気料・清掃費など。1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合の取扱いは、上記「住宅の家賃・間代」と同じ。

## 住宅の居住室数及び居住室の畳数

### (1) 居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居住室とした。

また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居住室も室数も含めた。

### (2) 居住室の畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

## 住宅の延べ面積（居住面積）

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。



## 台所の型

台所の型について、次のとおり区分した。

区分	内容
専用台所	その住宅専用の台所 主世帯と同居世帯が同じ台所を共同で使用している場合も含む。
独立の台所 (K)	他の室と間仕切りされている独立の台所
食事室兼用 (DK)	台所兼食事室のように台所と食事室が間仕切りされていない台所 例えば、ダイニング・キッチンなど
食事室・居間兼用 (LDK・LK)	台所・食事室・居間が間仕切りされていない台所 例えば、リビング・ダイニング・キッチン、リビング・キッチンなど
その他と兼用	上記以外の兼用の台所 例えば、いわゆる「ワンルームマンション」のように居住室が1室だけの住宅で、間仕切りされていない台所など
共用台所	アパートなどで、他の住宅の世帯と共同で使用している台所

## 高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための設備がある	以下の設備がある
手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合 また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。 (1) 玄関、(2) トイレ、(3) 浴室、(4) 脱衣所、 (5) 廊下、(6) 階段、(7) 居住室、(8) その他
またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合 なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとし
廊下などが車いすで通行可能な幅	廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合
段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合 なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含まれない。
道路から玄関まで車いすで通行可能	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合 なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高齢者等のための設備がない	上記の設備がない

## バリアフリー化住宅

人が居住する住宅について、バリアフリー化の状況を次のとおり区分した。

### 一定のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内

### 高度のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれにも該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内
- ・ 廊下などが車いすで通行可能な幅

## 省エネルギー設備等

人が居住する住宅について、省エネルギー設備を次のとおりとした。

### 太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

### 太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

### 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓

#### (1) 二重以上のサッシ

外窓と内窓が二重以上の構造となった窓（内側が障子の場合を含めない。）

#### (2) 複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓

## 腐朽・破損の有無

住宅の主要な構造部分（壁・柱・床・はり・屋根等）やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

### 腐朽・破損あり

建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。

### 腐朽・破損なし

建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの

## エレベーターの有無等

「共同住宅」について、エレベーターの有無等を次のとおり区分した。

区分	内容
エレベーターあり	
ドアの一部がガラス張り	エレベーターの中の様子について、ドアが閉まっても外から確認できる場合
防犯カメラの設置	エレベーター内に防犯カメラを設置している場合 なお、本物のように見せかけたカメラの場合もここに含めた。
これらの設備はない	エレベーターに上記のどちらの設備もない場合
エレベーターなし	

## 高齢者対応型共同住宅

共同住宅のうち、その敷地に接している道路から共同住宅の各住宅の入口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっている場合で、次の三つの要件をおおむね満たしているもの

- ① 道路から建物内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ② エレベーターの入口の幅が80cm以上あり、乗り場のボタン及びエレベーター内の操作盤が、車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が140cm以上あること。

## オートロック式

建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要がある共同住宅

## 住宅の購入・新築・建て替え等

「持ち家」について、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

区分	内容
新築の住宅を購入	新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合
都市再生機構（UR）・公社など	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などから、新築の住宅を購入した場合
民間	民間の土地建物業者などから、新築の住宅を購入した場合
中古住宅を購入	他の世帯が住んでいた住宅を購入した場合 なお、借りていた住宅を購入した場合もここに含めた。
リフォーム前の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた住宅以外の中古住宅を購入した場合
リフォーム後の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた中古住宅を購入した場合
新築（建て替えを除く）	「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅（持ち家）を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合

建て替え	以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅（持ち家）を建てた場合
相続・贈与で取得	相続や贈与によって住宅を取得した場合
その他	上記以外の方法で取得した場合 例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など

## 2014年以降の増改築や改修工事等

「持ち家」について、2014年1月以降にその世帯が使用するために増改築（「建て替え」及び「新築」を除く。）や改修工事等を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
増改築・改修工事等をした	
増築・間取りの変更	居室の増改築や、離れを建てたり、廊下や押入れなどを居室に変更するなどの工事
台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事
天井・壁・床等の内装の改修工事	室内（トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。）のクロス張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事 なお、単なるカーテンやブラインドの交換は含めない。
屋根・外壁等の改修工事	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床（下の階の屋根となっている場合）の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱・基礎等の補強工事	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強などの工事
窓・壁等の断熱・結露防止工事	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入したり発砲ウレタンを吹き付ける工事
その他の工事	上記以外の工事 例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線（コンセント、スイッチの増設）など
増改築・改修工事等をしていない	店舗・事務所など営業用部分だけの増改築や改修工事をした場合や間貸しなど他の世帯に使用させるための工事は「増改築・改修工事等をしていない」に含めた。

## 2014年以降の高齢者等のための設備工事

「持ち家」について、2014年1月以降、高齢者等のための設備工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための工事をした	現在、その世帯に高齢者がいなくても、将来を見越して工事した場合も含めた。
階段や廊下の手すりの設置	階段や廊下に手すりを設置する工事
屋内の段差の解消	居住室と廊下の段差にスロープを設置する工事を行うなど、屋内の段差をなくす工事
浴室の工事	埋め込み式浴槽への変更や浴室内の手すりの設置などの工事
トイレの工事	和式トイレから洋式トイレへの変更、温水洗浄便座の設置などの工事
その他	上記以外の工事
高齢者等のための工事をしていない	

## <<世帯>>

### 主世帯，同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし，1住宅に2世帯以上住んでいる場合には，そのうちの主な世帯(家の持ち主や借り主の世帯など)を「主世帯」とし，他の世帯を「同居世帯」とした。

なお，単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など，1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は，便宜，そのうちの一人を「主世帯」とし，他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

### 普通世帯，準世帯

「普通世帯」とは，住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は全て「普通世帯」）。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は，家族と一緒に住んでいたり，寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは，単身の下宿人・間借り人，雇主と同居している単身の住み込みの従業員や，寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

住宅に居住している世帯（主世帯，同居世帯），住宅以外の建物に居住している世帯と，普通世帯，準世帯との区分の対応関係

		普通世帯	準世帯
住宅に居住している世帯	主世帯	・二人以上の世帯 ・単身の世帯	
	同居世帯	・二人以上の世帯	・単身の世帯
住宅以外の建物に居住している世帯		・二人以上の世帯（注1）	・単身の世帯（注2）

（注1）寮・寄宿舎の管理人・家主などの世帯は，単身の世帯であっても普通世帯とした。

（注2）住宅以外の建物に居住する単身者は，棟ごとにその単身者の集まりを一つの世帯とした。

【上表解説】「世帯」＝普通世帯＋準世帯，「主世帯」＝世帯－同居世帯－住宅以外に居住している世帯  
「普通世帯」＝世帯－準世帯，「準世帯」＝同居世帯，住宅以外に居住している世帯のうち，各単身の世帯

### 高齢夫婦世帯

「高齢夫婦世帯」とは，夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯

### 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

たまたま旅行などで一時不在の人でも，ふだんそこに住んでいれば世帯人員に含めた。

船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は世帯人員に含めた。

なお，「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが，「住み込みの従業員」や「下宿人」，「間借り人」は，雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

### 世帯員の年齢

平成30年10月1日現在の満年齢

## 世帯の型

普通世帯を次のとおり区分した。

なお、配偶者が単身赴任などのため長期不在で、世帯人員に含まれない場合は、その配偶者を除いて世帯の型を決めた。

区分	備考
1人世帯	
ア 65歳未満の単身	
(ア) 30歳未満の単身	
(イ) 30～64歳の単身	
イ 65歳以上の単身	
うち75歳以上の単身	
2人世帯	
ア 夫婦のみ	
(ア) 高齢夫婦	夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦
(イ) その他	
イ その他	1)
3人世帯	
ア 夫婦と3歳未満の者	
イ 夫婦と3～5歳の者	
ウ 夫婦と6～9歳の者	
エ 夫婦と10～17歳の者	2)
オ 夫婦と18～24歳の者	
カ 夫婦と25歳以上の者	
キ その他	1)
4人世帯	
ア 夫婦と3歳未満の者	
イ 夫婦と3～5歳の者	
ウ 夫婦と6～9歳の者	
エ 夫婦と10～17歳の者	2)
オ 夫婦と18～24歳の者	
カ 夫婦と25歳以上の者	
キ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	3)
ク その他	1)
5人世帯	
ア 夫婦と6歳未満の者	
イ 夫婦と6～9歳の者	
ウ 夫婦と10～17歳の者	2)
エ 夫婦と18～24歳の者	
オ 夫婦と25歳以上の者	

カ	夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	3)
キ	その他	1)
6人以上の世帯		
ア	夫婦と18歳未満の者	2)
イ	夫婦と18～24歳の者	
ウ	夫婦と25歳以上の者	
エ	夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	3)
オ	その他	1)

- 1) 夫婦が2組以上の場合、夫婦がない場合は「その他」に含まれる。
- 2) 「・・・歳の者」については、夫婦以外の世帯員の年長者の年齢によって区分した。なお、それ以外の世帯員の年齢は問わない。
- 3) 夫婦以外に「18歳未満」と「65歳以上」の双方がいる世帯とする。なお、それ以外の者の年齢は問わない。

## 高齢世帯の型

高齢者世帯を次のとおり区分した。

区分	備考
65歳以上の単身世帯	
65歳以上の夫婦世帯	「いずれか一方のみが65歳以上夫婦」及び「夫婦とも65歳以上」
いずれか一方のみが65歳以上夫婦	夫又は妻のいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの世帯 なお、夫婦の一方の年齢が不明の場合は、もう一方の年齢が65歳以上でも含まない。
夫婦とも65歳以上	夫及び妻のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯

## 家族類型

普通世帯について、その世帯員の世帯主との続き柄により、家族類型を次のとおり区分した。

区分	備考
A 親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B 非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C 単身世帯	世帯人員が一人の世帯

また、「親族のみの世帯」については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

区分	備考
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	



	[1] 夫婦のいずれかが家計を主に支える者の世帯	
	[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
(3)	男親と子供から成る世帯	
	[1] 男親が家計を主に支える者の世帯	
	[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
(4)	女親と子供から成る世帯	
	[1] 女親が家計を主に支える者の世帯	
	[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
<b>2 核家族以外の世帯</b>		
(5)	夫婦と両親から成る世帯	
	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6)	夫婦とひとり親から成る世帯	
	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7)	夫婦、子供と両親から成る世帯	1)
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8)	夫婦、子供とひとり親から成る世帯	1)
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9)	夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
(10)	夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯（注）	
(11)	夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	1)
	[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯	
	[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12)	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	1)
	[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯	(注)
	[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13)	兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯	(注)
(14)	他に分類されない世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯	(注)

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

(注) ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がない場合。

## 世帯の年間収入

世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

## 世帯の家賃・間代

持ち家以外に居住する普通世帯が、最近、支払った1か月分の家賃又は間代の金額。この「家賃・間代」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まれない。

なお、1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合は、各世帯が負担しているそれぞれの家賃・間代の金額とした。

## 世帯の共益費・管理費

家賃・間代とは別に支払っている、廊下・階段などの共用部分の水道料・電気料・清掃費など

1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合の取扱いは、上記「世帯の家賃・間代」と同じ。

## 世帯の居住室数及び居住室の畳数

「居住室」の定義については、「住宅の居住室数」の項を参照

### (1) 居住室数

「世帯の居住室数」とは、各世帯が使用している居住室数をいう。

同居世帯がある主世帯では、「住宅の居住室数」から同居世帯が使用している居住室数を除いた室数を主世帯の居住室数とした。

### (2) 居住室の畳数

「世帯の居住室の畳数」は、上に述べた各世帯の居住室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

## 居住面積水準

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準で、次のように設定されている。

区分	内容
最低居住面積水準	世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準
誘導居住面積水準	世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準
都市居住型	都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの
一般型	都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

この居住面積水準では、住宅性能水準（住生活基本計画－別紙 1）の基本的機能を満たすことを前提として、多様な世帯構成を反映した世帯の規模（人員）に応じた住宅の規模（面積）についての基準が示されている。また、単身者の比較的短期間の居住や適切な規模の共用の台所や浴室などを有する共同の居住などについては、基準面積によらないことができるとされている。

この調査では、住生活基本計画で示された基準を基本として、居住面積水準における必要面積及び居住面積水準の判定方法を、次のとおり区分した。

### 居住面積水準における必要面積

区分		内容
最低居住面積水準による必要面積	二人以上の世帯	10㎡×世帯人員+10㎡（注1, 2）
	単身世帯	25㎡ ただし、29歳以下の場合、18㎡
誘導居住面積水準による必要面積		
都市居住型 (対象：共同住宅)	二人以上の世帯	20㎡×世帯人員+15㎡（注1, 2）
	単身世帯	40㎡ ただし、29歳以下の場合、37㎡
一般型 (対象：共同住宅以外)	二人以上の世帯	25㎡×世帯人員+25㎡（注1, 2）
	単身世帯	55㎡ ただし、29歳以下の場合、50㎡

(注1) 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。

ただし、これらにより算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

(注2) 世帯人員（注1の適用がある場合には適用後の世帯人員）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

### 居住面積水準の判定方法

区分		判定方法
最低居住面積水準以上	二人以上の世帯	最低居住面積水準による必要面積 以上
	単身世帯	次のいずれかの条件を満たす場合 ①29歳以下で、専用台所があり、居住室の畳数が「4.5畳」以上 ②29歳以下で、共用台所があり、居住室の畳数が「6.0畳」以上 ③30歳以上で、床面積の合計（延べ面積）が「25㎡」以上
誘導居住面積水準		
都市居住型誘導居住面積水準以上 (対象：共同住宅)	二人以上の世帯	都市居住型誘導居住面積水準による必要面積 以上
	単身世帯	次のいずれかの条件を満たす場合 ①29歳以下で、独立の台所があり、居住室の畳数が「10.5畳」以上 ②29歳以下で、独立の台所以外の台所（「食事室兼用」、「食事室・居間兼用」、「その他と兼用」、「他の世帯と共用の台所」）があり、居住室の畳数が「12.0畳」以上 ③30歳以上で、床面積の合計（延べ面積）が「40㎡」以上

一般型 誘導居住面積水 準以上 (対象：共同住宅 以外)	二人以上 の世帯	一般型誘導居住面積水準による必要面積 以上
	単身世帯	次のいずれかの条件を満たす場合 ①29歳以下で、独立の台所があり、居住室の畳数が「15.0畳」以上 ②29歳以下で、独立の台所以外の台所（「食事室兼用」、「食事室・居間兼用」、「その他と兼用」、「他の世帯と共用の台所」）があり、居住室の畳数が「16.5畳」以上 ③30歳以上で、床面積の合計（延べ面積）が「55㎡」以上

## 世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

## 従業上の地位

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。

区分	内容
<b>自営業主</b>	
農林・漁業業主	個人で農業、漁業などを営んでいる者
商工・その他の業主	個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主 個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。 また、家庭で内職をしている場合もここに含めた。
<b>雇用者</b>	
会社・団体・公社又は個人に雇われている者	会社、都市再生機構（UR）・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など） いわゆる会社・団体の社長・取締役・理事などの役員も含まれる。
官公庁	現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
<b>無職</b>	
学生	ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者
その他	ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者

## 通勤時間

自営業主，雇用者について，徒歩やバス・鉄道などふだん利用している交通機関による自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間（片道）。

なお，農家や漁家の人が自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合，自営の大工，左官，行商などに従事している人が自宅を離れて仕事をしている場合，雇われて船に乗り組んでいる場合などは，「自宅・住み込み」とした。

## 入居時期

世帯の家計を主に支える者が現在の住居に入居した時期

現在の住宅が入居後に建て替えられた場合には，建て替え前の住宅に入居した時期をいう。

出生時から引き続き住んでいる場合は，出生時を入居時期とした。

## 従前の居住地

現住居への入居時期が2014年1月以降の世帯の家計を主に支える者について，現住居に入居する前に居住していた住居の所在地を次のとおり区分した。なお，東京都の23区は1市とした。

区分	内容
自市区町村内	前住居の所在地が同じ市町村内の他の場所 (21大都市の場合は，同じ市内の他の場所)
うち自区内	21大都市に居住する者で，前住居の所在地が同じ区内の他の場所
うち市内他区	21大都市に居住する者で，前住居の所在地が同じ市内の他の区 例) 調査時の所在地が横浜市瀬谷区，前住居の所在地が横浜市中区
県内他市区町村	前住居の所在地が現在と同じ都道府県内の他市区町村 例) 調査時の所在地が東京都新宿区，前住居の所在地が東京都八王子市
他県	前住居の所在地が現在の都道府県と異なる都道府県
外国	前住居の所在地が国外

(注) 21大都市とは，東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

## 従前の居住形態

現住居への入居時期が2014年1月以降の世帯の家計を主に支える者について，現住居に入居する前に居住していた住居の居住形態を次のとおり区分した。

区分	内容
親族の家	親・その他の親族の家に同居していた場合
持ち家	「住宅の所有の関係」の項を参照
借家	
公営の借家	
都市再生機構（UR）・ 公社の借家	
民営借家	
給与住宅	

下宿・間借り又は住み込み	下宿・間借りしていた場合、勤め先に住み込みの従業員だった場合
寮・寄宿舍	会社、学校等の寮・寄宿舍に住んでいた場合
その他	上記以外で、例えば、病院、学校、旅館、工場など住宅以外の建物に住んでいた場合

### 従前の居住室の畳数

現住居への入居時期が2014年1月以降の世帯の家計を主に支える者について、現住居に入居する前に居住していた住居の居住形態が「持ち家」又は「借家」である住居についての居住室の畳数の合計

### 子の居住地

家計を主に支える者の子の住んでいる場所について、次のとおり区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。

また、ここでいう「子」には、未婚の子だけでなく、既婚の子や子の配偶者も含まれる。

区分	備考
子がいる	
一緒に住んでいる (同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含む)	子がアパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合や同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合も含む
徒歩5分程度の場所に住んでいる	
片道15分未満の場所に住んでいる	「片道15分」及び「片道1時間」とは、ふだん行き来 に利用している交通手段による片道の所要時間
片道1時間未満の場所に住んでいる	
片道1時間以上の場所に住んでいる	
子はいない	

## ＜＜現住居以外に所有する住宅＞＞

### 現住居以外に所有する住宅

普通世帯の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに所有している住宅（共有の場合を含む）。ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず、世帯員がその住宅の固定資産税を納付している場合をいう。なお、世帯員が相続する予定の住宅は、その手続き中の場合も「所有している」とした。

ただし、一時現在者のみの住宅（昼間だけ使用している住宅や、何人かの人が交代で寝泊まりしている住宅）及び建築中の住宅は除いた。

### 現住居以外に所有する住宅の主な用途

現住居以外に所有する住宅の主な用途について、次のとおり区分した。

区分	内容
<b>居住世帯のある住宅</b>	ふだん人が居住している住宅
親族居住用	住居又は生計を別にして親族が住んでいる住宅
貸家用	賃貸している住宅や賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のある住宅 また、貸別荘は便宜ここに含めた。
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のある住宅 例えば、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
その他	上記以外で居住世帯のある住宅 例えば、取り壊す予定としている住宅や無償で譲渡する予定としている住宅 であるが、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
<b>居住世帯のない住宅 (空き家)</b>	ふだん人が居住しておらず、空き家となっている住宅
二次的住宅・ 別荘用	残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに使用する住宅や、週末や 休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅
貸家用	賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のない住宅
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のない住宅
その他	上記以外で空き家になっている住宅 例えば、老人ホームなどの施設に入居していて誰も住んでいない住宅や、使 用目的がない住宅など

この住宅・土地統計調査についてのお問い合わせは、  
下記へお願いします。

宮城県震災復興・企画部統計課 労働教育班

電話 (022) 211-2459

Eメール [toukeir@pref.miyagi.lg.jp](mailto:toukeir@pref.miyagi.lg.jp)

総務省 統計局 統計調査部 国勢統計課住宅・土地調査第二係

電話 03-5273-1005 (直通)

Eメール [jyutakugoiken@soumu.go.jp](mailto:jyutakugoiken@soumu.go.jp)

宮城県ホームページ (宮城県震災復興・企画部統計課)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

総務省統計局ホームページ (全国調査結果)

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>

政府統計の総合窓口 (e-Stat) (全国, 都道府県調査結果)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200522&tstat=000001127155>